

平成29年 6 月 5 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
8 番	伊 井	渡	21番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22番	栗 山	徹 雄
10番	萩 尾	洋	23番	井 上	賢 治
11番	角 田	恵 一	24番	松 崎	辰 義
12番	服 部	良 一	25番	樋 口	安癸次
13番	中 島	信 二	26番	川 口	誠 二

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	牛 島 義 光
事務局参事兼次長	古 賀 安 博
主 任	服 部 敬
書 記	信 國 美保子

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市長職務代理者副市長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
企画財政課長	石 井 稔 郎
地域振興課参事	
補佐兼定住対策係長	石 橋 信 輝
地域振興課町並み景観係長	鵜 木 英 希
総 務 課 長	馬 場 解
防災安全課長	石 川 幸 一
市 民 課 長	栗 秋 克 彦
福 祉 課 長	野 田 勝 広
子育て支援課長	平 島 英 敏
健康推進課長	橋 爪 美 栄子
商工観光課長	井 上 啓 時
建 設 課 長	山 口 英 二
農業振興課長	原 信 也
林業振興課長	若 杉 信 嘉
学校教育課長	藤 木 春 美

## 議事日程第2号

平成29年6月5日（月） 開議 午前10時

日 程

### 第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 三角真弓 議員
- 2 伊井 渡 議員
- 3 井本政弘 議員
- 4 石橋義博 議員

---

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 一般質問

---

午前10時 開議

#### ○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に説明員追加名簿を配付いたしております。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立ちました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

#### 日程第1 一般質問

#### ○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。18番三角真弓議員の質問を許します。

#### ○18番（三角真弓君）

皆様おはようございます。公明党の三角真弓でございます。本定例会最初の一般質問です。最後まで御清聴をよろしくお願いいたします。

初めに、三田村市長の一日も早い全快と、市長職務代理者の中園副市長、それを支えられる鎌田副市長、各部課長の皆様の団結により見事な行政運営ができますことを心よりお願いしたいと思います。

では、さきの通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

初めに、自殺対策についてであります。

この課題に対しましては、過去にも何回となく質問してまいりました。これは国民健康保険医療費の15%が精神疾患という数値がここ何年も減少しない実態に対しての思いからであります。

国といたしましても、本年4月から誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けてということで、自殺対策大綱が今夏の改定に向け検討会が行われております。さらなる自殺減少へ具体的な目標を掲げ、今深刻化している産後鬱や若者の自殺への対応の強化も図られてまいります。

本市といたしまして、より具体的な対策をお尋ねいたします。また、その一つとして、精神対話士の方々の活用を提案したいと思います。

3月は自殺対策の強化月間です。ありがたいことに、本年3月に健康推進課の計らいで、3月5日、19日、26日の3日間において、対話カフェとして、仕事や病気、人生に関する悩み等々を精神対話士の方々に相談できる機会をつくっていただきました。対話カフェのチラシも広報と一緒に全戸配布して、FM八女でも紹介をしていただき、3日間で10人の方々が来られたそうです。内容も多岐にわたっていましたが、ほとんどの方が来てよかったと感謝をされたと伺っております。今後、悩んでいる方々の心に寄り添い、その苦悩に気づきを与え、生きる勇気を与えていただく精神対話士の方々の活用について、どのように考えられるのか、お尋ねをいたします。

次に、産婦健康診査、新生児聴覚検査体制整備事業について、本市の今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

国では、日本版ネウボラ事業、いわゆる妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備、これは法定化され、予算も恒久化されておりますが、その事業に新たに産婦健康診査事業が創設されることとなりました。具体的には、対象者を産後2週間、産後1カ月など出産後間もない時期の産婦とし、それに係る費用を助成する事業であります。現在は1回につき約5千円の費用がかかり、貧血等の検査が必要になれば、それにまた加算がされます。母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等につなげることとなります。

次の新生児聴覚検査についてです。

生まれつき聴覚にしょうがいのある先天性難聴の子どもは、1,000人に1人から2人の割合でいるとされております。同検査は、生まれたサインで出生直後に行うものです。聴覚しょうがいは早期に発見され、適切な支援が行われた場合は、聴覚しょうがいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられます。このため、聴覚しょうがいの早期発見・早期療育が図られるような対策が必要となります。本市の取り組みをお尋ねいたします。

あとは質問席にて順次質問いたしてまいります。明確なる御答弁をよろしく願いいたし

ます。

### ○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

おはようございます。本日からの一般質問、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、18番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

1、自殺対策について、(1)国民健康保険医療費の15%が精神疾患という実態に対してどのように取り組むのか。

ストレスの多い現代社会においては、統合失調症、鬱病、神経症等、精神疾患の患者が増加をしており、医療費も増加傾向にあります。治療方法は、薬物治療、デイケア、カウンセリング等で長期にわたる傾向がありますが、症状が出て受診に結びつきにくい場合が多く見られます。

このため、適切な医療につながり継続して治療を受けることで、日常生活に復帰していけるよう、健康推進課で実施している心理相談、福祉課、学校教育課で行っている相談事業等により、県の精神保健事業等と連携しながら引き続き支援を行っていきたいと考えております。

(2)精神対話士の今後の活用については。

精神対話士とは、心に寄り添う対話を通して孤独や不安、心の痛みを和らげ、新しい一歩を踏み出し、前向きに生きる気持ちを取り戻せるよう導く役割の方でございます。

健康推進課では、集団健診での心の相談、臨床心理士による心の相談を実施しております。精神対話士による相談につきましては、先進地の取り組みを見ながら検討していきたいと考えております。

次、2、産婦健康診査、新生児聴覚検査体制整備事業について、(1)本市の今後の取り組みについてでございます。

本市では、妊婦の健康を守るとともに、その経済的負担を軽減し、母子保健福祉の増進に寄与することを目的として、14回の妊婦健康診査及び1回の妊婦歯科健診の助成を行っております。

産婦健康診査につきましては、子どもが健やかに育つための環境づくりや母親の健康保持として重要であると考えますので、先進地の事例を参考にしながら検討したいと考えております。

また、新生児聴覚検査につきましては、聴覚しょうがいにより言語の発達が阻害されることから、早期発見の重要性が従来から指摘をされておりましたが、有効な方法が得られませんでした。しかし、近年、新生児用のすぐれたスクリーニング方法が開発をされ、早期に聴覚しょうがいの診断を行うことが可能となりました。本市としましても、新生児聴覚検査は重要であると認識をいたしているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○18番（三角真弓君）**

先ほど通告でも申しましたけれども、自殺対策に関しましては何回となく質問をさせていただいてまいりました。より今回は具体的に数字の確認をしながら対策に対して提案をしていきたいと思っております。

最初に、国保の中の医療費の中で15%以上、これは精神疾患と結核と合わせてということであるそうですけれども、一番近い、28年度の速報値でわかれば、その国保の医療費の額、まず全体の額、それと加入者、そして1人当たり幾らなのかという、この3点についてお尋ねをいたします。

**○市民課長（栗秋克彦君）**

お答えいたします。

国保に係る全体の医療費、これは10割になりますけれども、国保のほうと本人負担が払われた額でございます。7,355,000千円でございます。それから、平成29年3月末の加入者数でございます。1万9,133人でございます。それから、28年度の1人当たりの医療費につきましては374,311円でございます。それから、先ほど言いました7,355,000千円につきましては、昨年の3月の診療からことしの2月までの診療の1年間でございます。

以上でございます。

**○18番（三角真弓君）**

毎回特別会計である国保に対しましては、一般会計からの繰り入れ等も行われております。今回は医療費の改定等ありまして、そういう状況になるかならないかということで今諮られておりますけれども、若干昨年のような繰り入れはやらなくていいかもしれないということでお聞きいたしております。

今言われた金額の中で、精神疾患、この医療費の額と、この医療費には入院と通院があると思えますけれども、入院、通院で幾らになるのか、そして、それが医療費全体の何%になるのか、この3点をお尋ねします。

**○市民課長（栗秋克彦君）**

お答えいたします。

国民健康保険の、先ほどにつきましては全体の10割でしたけれども、今から申し上げます額については7割の負担額と高額医療費の分で数字を報告いたします。

平成28年につきましては、全体で6,210,000千円ほど国保全体でかかっております。そのうち、精神疾患につきましては、879,000千円ほどが全体でかかっているところでございます。入院につきましては、全体で7億円かかっております。

それから、全体の医療費の中の精神疾患における疾患の医療費総額の割合につきましては、

平成28年度につきましては14.14%ということで、28年度は第1位になっております。過去につきましては、第3位以内に入っておりましたけど、今年度につきましては第1位になっておるところでございます。

以上でございます。

**○18番（三角真弓君）**

結核の分も含めて、15%以上の分に対しての特別調整交付金が支払われると伺っております。23年度からこの状態が続いております。ということは、それくらい心の病んだ方、特に先ほど入院が7億円とおっしゃいましたので、その差額の190,000千円近くは通院という金額になるかと思われまます。でもこれは国保に関しての金額でありまして、社会保険でこの精神疾患で病気で入院したり、あるいは通院している人を考え合わせると、本当に何人に1人が、じゃ、八女市のこのような心の病で苦しんでいらっしゃる方がいるのかということをお思いますと、本当に心がつらい思いをいたします。

それで、本市の、本当にこういうことはデリケートな部分で聞きにくいんですけども、平成27年、28年の自殺者の数、そして平成29年に入ってからを数をお教えていただきたいと思おいます。

**○健康推進課長（橋爪美栄子君）**

まず、市が行っている相談業務について説明をさせていただいてよろしいでしょうか。  
（「いいえ、数だけでいいです」と呼ぶ者あり）

平成27年は22名、平成28年は7名、平成29年は1月から4月までで3名でございます。

以上でございます。

**○18番（三角真弓君）**

今、数をお尋ねいたしまして、ここ2年とちょっとで約32名の方が自殺等でお亡くなりになっておりますけれども、これは私も知り合いにいらっしゃいますけれども、未遂で終わった方というのがやはり7倍から8倍いると言われております。ですから、簡単に数字が多いから少ないからじゃなくて、本当にそこまで追い込まれていく、本当に自殺をする方というのはやはり追い込まれた末の死で、自殺は防ぐことができる。また、自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発していると言われております。確かに、健康推進課も毎年毎年議会のほうからも、また地域の皆さんの協力、もちろん行政の方の努力があつて少しずつ少しずつ特定健診の受診率は上がつてきておりますけれども、その中で、一番最後に心のケア、今あなたの心はどうかということで幾つかの項目に対するチェックをして、そこで保健師の御指導がありますけれども、その状況をお願ひしたいと思おいます。

**○健康推進課長（橋爪美栄子君）**

お答えいたします。

集団健診の中で、特定健診を受けられました方につきましては、一番最後に保健師による面談を行わせていただきまして、体の状態であるとか、心の状態であるとか、睡眠はできていますかとかいったことから精神的なことも確認をしております。平成28年度では、4,599名の方に面談を行いまして、このうち6名の方を臨床心理士の相談のほうにおつなぎをしているという状況でございます。また、これは県のほうの心の相談もあっておりますので、両方の情報の提供をしているところでございます。

以上でございます。

**○18番（三角真弓君）**

そのように、この方は臨床心理士だったり、そういう方につなぐ必要があるんじゃないかと言われるような、そういう気づきが行われた場合、そういうところに県のいろんな機関がございます。そういうところにじゃ、回された後、この方たちがどうなっていったかという追跡ですね、本当に健康を取り戻されているのか、そういうところまで市は把握をされているのでしょうか。

**○健康推進課長（橋爪美栄子君）**

お答えいたします。

その後の相談に行かれた後の状況については、追跡はしておりません。

以上でございます。

**○18番（三角真弓君）**

今、私がいろいろお尋ねをいたしましたけれども、こういう状態がずっと続いております。市民課に、その国保のそういう医療費関係の数字が出てくる。そして、健康推進課はそれに対して早期発見のために身体的なもの、そして心のケアの分ですけど、なかなかその自殺の数というのは少なくないと思っております。また後ほど申しますけれども、今回、精神対話士のところに見えた方は、本当にこういう駆け込み寺みたいところがあってよかったと、その中の2人はひょっとすると最悪の場合を迎えたかもわからないというようなことで精神対話士の方が言ってありましたけれども、心の悩みというのは、そういう簡単に乗り越えられるものではなくて、最終的に追い込まれ、最悪の事態を招くということにつながると思っております。

それで、こういう現状を見ながら、市としてどうやったら市民の皆さんの心のケアができるのか。今の状態ではまだ事足りないと思うんですね。

じゃ、どういうことを今後市としては計画を立て、先ほど申しましたように自殺対策の大綱をことしの夏に向けて市としてはつくっていかなくてはなりませんけれども、そのポイントとしてどういうことを考えながら、その地域性を考えながら計画を練っていかれようとしているのか、その点についてお尋ねをいたします。



## ○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

市の関係課で行っている悩みや不安等の相談業務は、主に福祉課、学校教育課、健康推進課のほうで行っておりまして、健康推進課では集団健診会場での保健師の心の相談、あと臨床心理士による心の相談、ゲートキーパー養成講座等があります。福祉課のほうでも、しょうがい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づきまして、リーベルが相談事業を行っております。また、心配事があるけれども、どこに相談していいかわからないという方につきましては、民生委員、児童委員があらゆる心配事に対応しておりますし、昨年から社会福祉協議会が事業開始いたしました福祉総合相談センターなど、さまざまな窓口を広くつくることにより総合体制の強化を図っております。

また、学校教育課のほうでは、子どもの変化に気づき、子どものサインを見逃さないことが一番重要なこととしまして、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、あらゆる分野での業務に取り組んでいるところであります。

これからこういったことで取り組みを広げていくのかということの御質問でございますが、市の中でも関係課、それからリーベルや社会福祉協議会などさまざまな相談業務を行っておりまして、その実施している業務の中で、相手の心に寄り添い、そして耳を傾け、その後、その方に応じた専門機関へつなぎをしております。また、そのリーベル等にも精神保健福祉士や社会福祉士の指導を受けながら、協力を受けながら、連携をとりながら行っております。

今後は温かい心、傾聴するということにも十分配慮を加えながら、まずは現在市の関係課で行っているさまざまな業務に心を込めて対応し、よりよい事業となるように取り組んでまいります。

それから、自殺対策大綱のことが出ましたけれども、去年の4月1日付で自殺対策基本法の一部改正が行われました。

これによりまして、県と市は自殺対策計画をつくらないといけないということになります。県の自殺対策計画がつけられました後に市のほうでつくっていききたいということは、平成28年の12月に答弁申し上げておりまして、その後の変化はないところでございます。

以上でございます。

## ○18番（三角真弓君）

本市のそういう亡くなられた方の原因や動機ということは、なかなかこれは言えることではないと思っておりますけれども、これは全国の平成27年度の調査によりますと、健康問題、これで亡くなる方が20代、30代が多いということです。経済・生活問題が30代が一番多い。勤務問題として20代、学校問題として20歳未満、このような全国の調査、八女市もそれに似たような形でやはり亡くなっていったらっしゃるのではないかと思っております。特にこ

の健康問題の中を具体的な数として出されておりますけれども、この27年度で、今自殺は、前は3万2,000人、ちょうど10年前にこの自殺対策基本法がつけられた当時は、交通事故死より多い3万2,000人と言われておりましたけれども、いろんな努力がありまして、今3万2,000人を2万5,000人切っております。しかし、この健康問題の中で、27年度に亡くなった方が1万2,145人、うち病気の悩み、これほとんど鬱ですね、これが5,080人、そして身体的な悩みが3,910人、この合わせた人数は、健康問題で亡くなる方の約4分の3を占めております。特に、がん等による投薬による副作用、また、例えば、今はB型肝炎は完全に治る新薬が開発をされておりますけれども、インターフェロン等によってすごい鬱状態になる。そのような傾向で身体的にお亡くなりになる方というのがやはり少なくないということがございます。

先ほど課長のほうから特定健診の結果、また自殺対策の基本計画ということで今見るおっしゃいましたけれども、確かにそのとおりで思っております。特に、この10年間、自殺対策基本法ができました10年間の推移の中で言われていることは、しかし、今でも、これは平成18年から27年度の統計でございますけれども、1日約66人の方の命が失われている。そして15歳から39歳の死因は、今でも1位は自殺です。そして、鬱病というのは1つのことだけじゃなくて、いろんな悩みが重なってやはり鬱の傾向になっていく、多岐にわたって鬱になっていると言われております。やはり地域性に考慮していかなくてはなりませんし、高齢化や過疎化に対して孤独死、あるいは介護によって配偶者を殺してしまった、そういう自殺とは違いますけれども、そこまで追い込まれた状態ということも全国的な報道は行われております。

特に今注意して、今後の自殺対策の大綱をつくられる中で、今特に見直されているのが産後の鬱というのが非常にふえているそうです。もちろん、その後続きます健診に対しての助成ということを今回は提案いたしておりますけれども、民生委員だったりいろんな方がやはり訪問をして、赤ちゃんを産んだお母さんたちの状況を見ていただいておりますけれども、特に東京都の例を出してみますと、東京都は2005年から14年に東京23区で自殺した妊産婦は63人に上っているそうです。出産後1年未満が6割、しかも、その方たちは過去に鬱病の精神疾患の通院歴があった方が多いと言われております。これぐらいの方が赤ちゃんを産んだ後亡くなっている、みずから命を絶っていつている。そういう方たちには昔そういう鬱の傾向があり、出産をした後、そういう不安、子どもを育てていく不安の中に赤ちゃんを残しみずから命を絶っていく、こういう傾向が全国的にも広がっているということです。こういう点につきましても、今からの対策の中に盛り込んでいただきたいと思います。

それと、やっぱり若者、特に学校でのSOS、友達やある面では先生のいじめ等によって亡くなっていくニュースは後を絶ちません。そこに対して、八女市としてはスクールカウ

セラーを設置されて、そういう悩みを聞いていらっしゃるけれども、やはりこれはいじめ問題とかいうことがありますけど、私は基本的にはいじめはいじめる側が100%悪いというのは認識をいたしておりますけれども、いじめる側にやはり何かの苦悩を抱えている。ですから、両方の心のケアをする必要があると言われております。

そういう部分に関して、今後のそういう自殺対策の大綱、具体的な内容をやはりつくっていただきたいということと、もう一つは、やはり時代の流れの中で、昔は自殺や精神疾患に対しての偏見というものがあつたと思います。しかし、今はそういう自殺や多重債務、鬱病等のそういう自殺に関連する事象は不名誉で恥ずかしいことではないという、そういった社会の認識、そういった通念がやはり大事になってきますので、そういったことも今後の自殺対策の課題として地域の皆さんで支えていく中で、やはり1人の人を追い込まなくて済むということにつながっていくのではないかと考えておりますので、そういう点を十分に配慮していただきたいと考えております。

次に、精神対話士のほうに移りたいと思いますけれども、このように、自殺ということは全国を挙げて本当に対策が練られておりますけれども、全国の民間団体でそういう人たちを支えていけなくちゃいけないというのが、760団体あると言われております。その中で、私は先ほど通告でも申しましたように、八女市にいらっしゃる精神対話士の方とお会いする機会がありまして、そして、今回3月に初めて八女市として精神対話士の方の相談を受ける機会をつくっていただいたことには心から感謝をいたしております。そして、その後、偶然にもこの精神対話士の講演、その代表者である一般財団法人メンタルケア協会というのがございまして、その理事長の講演を聞く機会がございました。私はその中で一番心に残った一言というのは、例えば、家族の中で自分が夜眠れなくなる。家族も、また自分自身も心配して精神科に通ったとします。では、あなたがその状態がどのくらい続きますかと言われたとき、2週間と言った時点でこの鬱に病がつくわけです。ということは、それから病院に行き処方、薬をいただき、一時的に治ったとしても、また何かのきっかけで病院に行かなくてはならない、そして最悪入院。先ほども7億円近い精神疾患の入院患者の方の医療費がかかっております。ですから、そこに行く前に何とか対話によるそういう予防ができないものかということで、今回は精神対話士をぜひ八女市としてソフト面での本当に大事なものとして予算を組んでいただきたいと。これは結論でございますけれども、思っております。

この精神対話士は、ほかにも認知行動療法という、これも対話による精神の心のそういう寄り添うということもございまして、今全国的には約1,000人近い方が精神対話士としていらっしゃるというふうに伺っております。この精神対話士の心の専門職の定義でございますけれども、社会における家族関係の変化に伴って起こる人間関係の希薄化、減少に注目し、物質的な豊かさだけでは埋めることのできない人間の心の寂しさ、孤独感を心に寄り添い、

専門的な知識と技能に基づく真心の対話で和らげ、生きる希望と勇気を与え、これからの人生に生きがいを持ち、よりよい生活を送れるよう精神的な支援を行う心のケアの専門職、これが精神対話士と言われております。

1993年に慶応義塾大学医学部出身の医師たちにより日本で誕生した資格であります。やはり私が議員になりました数年前は、国の医療費も30兆円を超すか超さないかと言われたものが、今40兆円を超すような時代になっております。ですから、その中に、やはり慶應義塾大学としては心のケアがいかに大事なのかというところに注目をし、今回、精神対話士をやはり育成することにかかわっていかれたのではないかと思っております。

そういう中で、八女市が行われた3日間に10人の方がお見えになった中には、これは個人情報ではありますがけれども、やはりいろんなひきこもり、孤独、人生の後悔、御主人の認知だったり地域に溶け込めない、いろんな相談だったそうです。1人80分対話をする事ができる中に、涙を流してきょうは来てよかった、こういう機会を今からもぜひ続けていてもらいたい、そして、後日お電話をして本当にありがとうございましたというほとんどの方が感謝をされたと伺っております。どちらにしましても、精神対話士に対して予算をつけていただかなければなりません。今回、9月の予算の中に、この精神対話士の方の予算化と、またそういう方たちを今後八女市として活用していただきたい。これは中園市長職務代理者副市長にお尋ねをしたいと思っております。

#### ○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

お答えをいたします。

精神対話士の今後の活用についてはということで、ぜひ議員の御要望としては9月議会で予算化をして何とかしていただきたいという御要望でございます。

これにつきましては、確かに3月に精神対話士の方たちと対話カフェという形でされたということは今御報告があったとおりでございます。それは、どちらかといったら市が主体的に取り組んだという事業ではなくて、共催的な感じではなかったろうかと思っております。

そういったことから考えてみますと、確かに私も精神対話士の方が八女市にいらっしゃるということは存じ上げておまして、その方とは私も面識はございます。その方たちと市が一体何ができていくのかと、何ができていくのかという言い方は少し荒っぽい言い方ですけども、どういった形で事業を実施するという事になればできるのかと、そういった場面を少し私は検証してみる必要があるんじゃないだろうかと思っております。

そういったことを経て具体的に予算化をしていくなればしていくという形になろうかと思っておりますので、今この時点で私のほうから、まだ検証も行っていませんので、9月議会の中で予算化をしてやりますとか、やりませんとか、そういったことについて発言はちょっと控え

させていただきたいと思っております。

いずれにしても、今議員おっしゃっておりますとおり、この精神対話士の方々によりまして、自殺まで悩んであった方たちが大分救われたという話は確かにありましたので、そういった方たちをどう今後一緒に自殺防止対策としてやっていくのかということにつきましても、担当課とよく話をしながら前向きな中での検証をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○18番（三角真弓君）

私がこの講演を受けた中で、こういうことを言われました。ある死刑囚の方の手記が出版、本になっておりますけれども、その方が最後に言いたかったのは、もし自分の心の苦悩を聞いてくれる人が1人でもいれば、私は人を殺めなくてよかった。これが死刑囚の言いたかったことだそうです。

もう一つの例として、精神対話士の方がかかわったある高校生B子さん、これは課長、部長にも例として紹介いたしましたけれども、このBさんは不登校、ひきこもりを繰り返しておられました。ある日、当方との対話、要するに精神対話士は訪問をやることもできますので、その対話の中からお姉さんが重度の知的しょうがいがあり、両親はいつも姉にばかり気をかけ、自分にはちっとも気をかけてくれないことを語った。その心の内には、両親への不平不満と姉に対する嫉妬、恨みがあることがわかった。何回かの対話の後、精神対話士のほうから、お母さんはあなたを産むとき大変怖かったらうね、心配だったらうね。だって、また生まれてくる子がしょうがい児であつたらどうしようと思つたらうね。それでも勇気を持ってあなたを産んだんだよねと。すると、彼女は一瞬はつとして、次の瞬間わつと泣き出したのです。この瞬間、彼女の中では両親への感謝と姉に対する愛情が沸いたと言ひます。このことは本人も気づいていなかったことであり、両親からも話が出る内容ではなかったのです。精神対話士が気づいたことを話する中で、本人が気づき、みずからの考えが変わり、前向きな行動に出たケースです。そして、周囲もびっくりするほど次の日から普通に登校を始めたということです。学校でのいじめ問題や不登校、そこには、そのお子さんの本当の心の苦悩、苦しみがあるはずだと思ひます。そういうところに本当に精神対話士の方が、その人の持っている心の苦しみに気づきを与え寄り添ってあげる。私は、今社会、地域でそれができればそれにこしたことはございませんけど、なかなかそこまでまだ地域のコミュニケーション能力というのは上がっていないと思ひます。

ですから、本当にそういう方たちを、私はよければ今後活用していくプラスこの精神対話士の育成に対しての予算もつけていただきたい。5日間、約15項目で精神対話士は資格を取れます。5年ごとの更新がございます。約200千円近い金額は必要ですけれども、先ほど言われたように、医療費の中の約15%近い、ましてや、それは国保だけです。仮に社会保険の

方で精神疾患を持った方がいれば、約5人、八女市の20%近い方が病んでいらっしゃるかもしれません。そういったことを考えたときに、本当にハード事業も大事ですけど、ソフトの面ではこのような精神対話士の方をどう育成し寄り添うのか。これは東日本大震災や熊本地震でも、こういう精神対話士の方が活躍をされております。家族が全員亡くなり、たった一人お子さんが生き残った方もいらっしゃいます。

じゃ、そういう人たち、またおじいちゃん、おばあちゃんがたった一人生き残った方、そういう方の心の苦しみが誰がわかるでしょうか。本当にそういうことを考えたときに、私はこういうすばらしい心に寄り添えるような精神対話士の育成というのは今後やっていきたいですし、いじめ問題にしても、また学校の先生たちも病んでいらっしゃる方も、地域社会も職場も、まして市役所の中にも本当に病んでいらっしゃる方が、それは見えません、人の心は。幾らお金があろうとも。じゃ、しょうがいを持っていても強く生きていっている人はいらっしゃいます。でも、心の苦しみがゆえに亡くなっていかななくてはならない。一番大事なのはその心だと思います。これをどう強くし、その人の持っている全く違う、苦しんでいる人がそうじゃないんだよという、私は先ほどの例で紹介しましたがけれども、そういうことで、やはり亡くなる方を1人でも減らしていけたらということで思っておりますので、先ほど中園職務代理者副市長がおっしゃったように、本当に検討をしていただきたいと思いますと思っております。

もう一度決意を、しつこいようですけど、私はこういう苦しんでいる方をなくしたいんです。そのためには、確かに職務代理者ということで予算をつけますということは言えないかもしれませんが、もう一回だけ御答弁をお願いしたいと思います。

#### ○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

議員の質問の中で、今自殺対策ということでもありますけれども、本当に私もみずから命を絶つことについて、本当に残念で仕方ないと思っております。ましてこれが、この中で15%を占めるということについても大変残念なことであろうかと思っております。

これにつきましては、るる担当課長も説明をしましており、市としてできることにつきましては、できるだけ精いっぱいやっているとと思っております。先ほどから御答弁の中でもありますように、やはりそういったいろんな心の事業とか、県とかやっておりますけれども、そういった医療機関を含めて、やはり私は自殺対策としては、八女市内で連携をとりながら、この団体が連携をとりながら、自分たちのそれぞれの団体の役割とは一体何なのかと、そういったところもきちんと踏まえながら自殺対策大綱といいますか、そういった中に盛り込んでいければいいのかなと思っております。

そういった中での1つの方法として、精神対話士の必要性を強く訴えられておりますけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、まずはどういったことが市として

この方たちと一緒にできるのかと、そういったことで一回きちんと私はやはり検証してみる必要があるのではないだろうかと思っております。

そういった経過を踏まえながら、これについてはまた今後どのような方向でいったらいいのかということについては、それぞれの角度から検討していったらいいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○18番（三角真弓君）

今おっしゃったように、そして、これは議場で言っているのか悪いのかわかりませんが、今回10人の相談者の中には、幼稚園児の方を連れて見えたお母様がいらっしやって、離婚をしてふるさとに帰ってきたと。でも、子どもがそのことによっていじめがあったと。私は自分がいじめられたり地域に批判されるのはいいけれども、子どもが本当にかわいそうだと。私は福岡に仕事を見つけてもう引っ越しますと言われた方もいらっしやったそうです。でも、きょう精神対話士の方に話を聞いていただいたことは、私の今からの人生の糧としたいということで、心を軽くされて行かれたと聞いております。定住を図るべき八女市において、そういう方が1人でもいらっしやること。そして、この精神対話士、もちろんそれ以外にも民生委員だったり臨床心理士、精神対話士、精神福祉士、そういった方、いろんな機関でプロジェクトをつくって、その中には、今八女市が取り組むべき課題が見えてくるのではないかと思っております。

私は先ほどの件に関しまして、子育て支援課長のところに行きまして、そういう保護者への対応をきちんと図ってほしいと。ですから、じゃ、八女市にとって今何が一番大事で急ぐべき対策なのかというのが、この精神対話士の中に答えが見えてくる分もあると思ひます。ですから、今から八女市がこれだけ人口も減っていく中で、高齢化もどんどん進む中で、苦悩を抱えた方はふえ続けていくのではないかと思っております。ある面、いろんな面でストレス社会ですので、精神対話士だけでそれを解決できることではございませんけれども、いろんな地域の方の知恵を絞りながら、またそういったプロジェクトを組みながら、リーベルとも関係を持ちながら、社協とも関係を持ちながらそういうものを積み上げていっていただきたいということを要望したいと思っております。

その後の産婦健康診査事業、そして新生児聴覚検査体制整備事業ということで、特に難聴の場合というのは、早ければ早いほど先ほど申しましたように対策を練ることができまますので、これは交付税措置として国のほうから多分来る予算ではないかと、事業ではないかと思っておりますけど、それに関してはどのようになっているのかをお尋ねいたします。

#### ○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

新生児聴覚検査につきましては、今年の3月29日改定となっておりますけれども、聴覚検

査は早期に発見され、適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が最小限度に抑えられる。そのために早期発見や早期療育を図るために必要であるということで、この部分については交付税措置の対象という文面は届いているところでございます。（「ちょっと最後聞こえにくかった。交付税の措置になっているということですね」と呼ぶ者あり）ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、その文書は届いておりました。また後ほど回答させていただきます。

**○18番（三角真弓君）**

今からやはり日本版ネウボラという、妊婦期から子育て期から、そういう今からの支援に対しての計画も八女市としてはつくられていきますけれども、本当にやはり赤ちゃんを産み、子育て期間の方たちというのはどうしてもやはり出産、いろんな面で国の補助事業でかなりの予算が組まれておりますけれども、この5千円をやっぱり出すということもきつい方もいらっしゃるし、特に赤ちゃんの耳が聞こえないというのはなかなか気づきにくい面がございますので、生まれた病院ですぐそういう検査をやるということではありますけれども、じゃ、そういうものを持ち合わせていない病院に対してもちょっと懸念する点がございますので、しっかり医師会等と連絡をとりながら、この事業に関しましては推進をしていただきたいと思っておりますので、その点に対しましてお尋ねをしたいと思います。

**○健康推進課長（橋爪美栄子君）**

お答えいたします。

先ほどの財源措置のことから先にお答えいたしますが、新生児聴覚検査事業については、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成19年度の地方財源措置において、少子化対策に関する地方単独措置として、総額において大幅な拡充をなされることにより所要の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置されたことを申し添えるという文書が届いております。

市の新生児聴覚検査についての考えについてでございますが、新生児用のすぐれたスクリーニング方法が開発をされたこと。また、聴覚にしょうがいがあると言語も発達が阻害されることから、早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査が重要であることは認識しております。近隣の状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○18番（三角真弓君）**

ぜひ安心してお母さんたちが子育てできるためにも、ぜひこの事業を推進していただいくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（川口誠二君）**



18番三角真弓議員の質問を終わります。

暫時休憩します。11時5分まで休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時5分 再開

**○議長（川口誠二君）**

休憩前に引き続き、再開いたします。

8番伊井渡議員の質問を許します。

**○8番（伊井 渡君）**

皆さんおはようございます。8番伊井渡です。よろしくお願い申し上げます。

やはりこの6月、梅雨前、そういった時期になってまいりますと、やはり思い出すのは平成23年（同ページ後段で訂正）7月14日に起きました九州北部豪雨大水害であります。本年はそういった大水害、大災害がないことを祈っております。

また、中園市長職務代理者副市長におかれましては、本当に突然の市長代行ということで大変であろうとは存じますが、どうか市民のために頑張ってくださいと思っています。

**○議長（川口誠二君）**

伊井議員、23年やなくて24年。

**○8番（伊井 渡君）続**

どうも済みませんでした。訂正申し上げます。平成24年に起きました九州北部豪雨大水害ということでございます。申しわけございませんでした。（同ページ前段を訂正）

本日の私の一般質問でございますが、やめっこ夢祝金支給事業、それから、入学祝金事業、そして、子ども医療対策事業、こういった事業に関しましては所得制限を設けるのが当然なことではないか。

それからもう一つ、やはり収入が少ない、あるいは仕事が不安定であるということで、結婚を諦めねばならない方、多数おられるようでございますので、そういった方々に対し、行政としては優先的に財政支援等を行うべきではないか。

以上2点の質問でございますので、あらゆる観点から質問をさせていただきたいと思っております。

これ以降の質問に関しましては、質問席よりさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）**

8番伊井渡議員の一般質問にお答えをいたします。

1、子育て支援の所得制限について、(1)やめっこ夢祝金支給事業、入学祝金事業、子ども医療対策事業等については、所得制限を設けるのが当然ではという質問でございます。

子育て支援については、子育て支援法に基づき、平成27年3月に策定した八女市子ども・子育て支援事業計画の基本目標に「安心して子どもを産み育てることができるまちをつくる」ことを掲げ、子育て支援サービスの充実、子育て世代の保護者の負担軽減及び若者定住化施策の推進のためにさまざまな事業を展開いたしております。

その事業の中で、やめっこ夢祝金支給事業、入学祝金支給事業及び子ども医療費支給事業に取り組んでおります。これらの事業は、福岡県の事業を拡充したものや、本市の独自の施策を導入したものであり、いずれも所得制限を設けておりません。所得制限を設けていない理由は、子育て世代の経済的負担軽減と、若者定住化施策の推進を目的としているからでございます。

次に、2、低所得者への結婚サポートについて、(1)低所得者等で結婚できない方に行政は優先的に財政支援すべきでは。

定住促進の施策として、若年世帯家賃支援補助金及び若年世帯引越費用等支援補助金などの住宅支援を行っております。いずれも若年世帯を対象とした支援制度であり、結婚生活を経済的に支えるものでございます。結果として、低所得者への結婚サポートの役割を果たしているものと考えております。

以上です。

#### ○8番（伊井 渡君）

それでは、本日はいろんな観点から質問をさせていただこうと思っておりますが、まず、やめっこ夢祝金支給事業、この事業に関しましては、本当に勝手だと思いますが、少し長過ぎるということもあり、市民の皆さん方からしても、どんなものかなとちょっとわかりにくいところもあると思っておりますので、本当に勝手ではございますが、出産祝金事業と略して本日は話をさせていただきたいと思っております。

まず、この出産祝金事業、それから入学祝金事業、この2つを先行してですが、この事業に関しまして、私、所得制限を設けるのが当然なことであると思っております。理由は幾つかありますが、まずその1つ目の理由といたしまして、この長引く不景気、バブルが崩壊し、平成10年に北海道のある銀行が倒産をいたしました。これがこの20年に及ぶ不景気の始まりではなかったかと思っております。この間、日本におきまして、これまで日本を牽引してまいりました優秀な、有名な大企業が、銀行が、老舗が、そういったところが本当に信じられないような倒産、リストラ、大変な赤字に陥ったわけではございますが、その平成10年当時、私、デンショウギクを栽培しておりました。この平成10年ぐらいまではどうにか景気も右肩上がり、あるいは横ばいといった状況ではございましたが、この平成10年あたりを境に右肩下がり、毎年のように年収が落ちていったわけではございますが、そういった中におきまして、私たち農家におきまして、これまた信じられないような農家が倒産をしてしまう、そ

ういったことも起こり始めてまいりました。

また、市内を見ておりましたら、家を売ります、あるいは土地を売ります、そういった看板が徐々にふえ始め、シャッター街も自然にふえていったと思います。

こういった倒産、リストラで多くの方が八女市でも失職をされたわけですが、幸いにも再就職はできたけれども、賃金、収入等全て時間給で計算をされ、また、賞与等はないということで年収も少なく、退職金はないなど福利厚生も不十分、そして、雇用期間も、契約も長くて1年という非正規社員になられたり、現在、その非正規社員の割合、全従業員の約4割近くにも達しているということでございますが、若い方では最初からそういった非正規社員になられる方も多数おられます。また、若い方こそ、非正規社員率というのは高いそうでございます。

また、自営業者におかれましても、相変わらず収入が落ち込んだままであり、もしかしたら自分自身も今度は倒産をしてしまうのではないかと、そんな心配をしながら仕事をされている方が多数おられます。それで、こういった収入が少ない、仕事、雇用が不安定であるということで、もちろん結婚もしたい、もちろん子どももつくりたいが、そういったことを諦めねばならない方は市内に多数おられます。そういった八女市の状況の中におきまして、出産祝金、あるいは入学祝金をもらわなくても十分に子どもを産み育てることができる家庭、裕福な家庭にも一律にこういった事業をされますことに、私、大変な矛盾を感じますが、そういった矛盾といったものはお感じにはならないわけでしょうか。

#### ○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

まず、やめっこ夢祝金支給事業でございます。

まず簡単に事業の内容を説明させていただきます。

平成24年より、1人当たり50千円の給付で事業を開始しておりまして、27年の子育て支援事業計画におきまして、安心して妊娠、出産、子育てできる支援の一つとして拡充をしております。そして、1子目50千円、2子目80千円、3子目以降が100千円ということで拡充して給付を続けてきているところでございます。

この事業の要綱にもうたっておりますけれども、事業の趣旨でございます。未来を担う子どもの出生を祝福すると。心身ともに健やかな成長を願うとともに、児童福祉の向上及び地域の活性化に資するということでありまして、子ども一人一人の育ちというのを社会全体で応援しようという考えのもとに事業を実施しておりますので、そのような観点から、やめっこ夢祝金支給事業につきましては、所得制限を設けずに、全てに支給をさせていただいているということで御理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

**○8番（伊井 渡君）**

私が質問をしておりますのは、一方には、先ほど申しましたように経済的な理由で結婚もできない方が多数おられる。一方には、別にそういった入学祝金をもらわなくても裕福な家庭がおられます。そういったところに一律に支給されるということに関しての矛盾といったものはお感じになられないのでしょうかという質問をしたわけで、その点についてお答えをしていただきたいと思います。

**○学校教育課長（藤木春美君）**

お答えいたします。

私は入学祝金のほうですけれども、入学祝金支給事業については平成27年度から制度化しております。今年度支給を含めまして、3,166名に支給をいたしております。この事業に関しましては、保護者の方から大変喜んでいただいている事業だと感じております。入学祝金については所得制限を設けるということは現在のところ、必要性は感じておりません。入学祝金については入学おめでとうございますというお祝いの気持ちを込めたお祝い金であるということをごちのほうは考えておりますので、所得制限を設けるのはどうかと考えております。

以上です。

**○8番（伊井 渡君）**

それでは、私もいろんな観点から考えておりますが、予算、それから財政的な面になってまいりますけれども、八女市は平成22年に合併をしました。合併当初、約32億円の合併算定替えが来ていたわけでございますが、法律により5年を経過した平成27年度から5年間を受けて段階的に引き下げが行われ、平成32年には全く来なくなってしまう。八女市は大変な歳入不足に陥っていくわけでございます。

一方、現在でも非常に高くなっております医療費、これから先、高齢化はますます進んでいくということで、医療費は間違いなくふえまして、市民の皆様方の御負担増、それから、八女市の支出増となってきます。このように、八女市は大変な財政事情にあるのではないかと感じております。

一方、我が国におきましても、国家予算約100兆円ほどになりますが、そのうちの実に約4割近くが国債発行、あるいは金融緩和といった借金で賄われ、そういった国、地方の借金の総額が1,000兆円を平成26年に超えたわけでございますが、その後、毎年のように20兆円、30兆円ずつふえ続け、今年度末には1,100兆円ほどに達するということです。国債の原資になっております国民の預貯金、たんす貯金、年金基金、証券、そういったものを国民の純金融資産というふうでございますが、そういった国民の純金融資産が約1,300兆円ほどしかないことを考慮すれば、やはり我が国の財政事情も本当に苦しい状況にあるのではないかと存

じます。

八女市は自主財源が3割しかございませんし、7割近くもそういったところに依存しているのであれば、当然、我が国の苦しい財政事情、そういったことも考慮するのは当然ではないかと私考えます。

このように、八女市、国、本当に苦しい財政事情の中におきましては、やはり事業というものは必要最低限にとどめていかねばならない、節約できるところは何でも節約していかねばならない。そのようにこれから先は行っていかねばならないと思っているところです。

それで、こういった観点からしましても、やはり裕福な家庭にも、一律に入学、出産祝金を支給されますことに本当にいかななものかと存じます。それこそ、市内におきましては貧困家庭、そういった家庭も結構おられますし、また結婚し、子どもをつくったまでは正社員であり収入も安定していたが、この不景気により倒産、リストラ、大幅な収入減で、現在では子どもを育てるのにも大変苦労されている家庭もあります。それで、こういった面からしましても、そういった貧困家庭のみに支給をし、そして、財政的に考えて、なるべく財政支出を少なくしていくべきではないかと思いますが、改めてですが、所得制限についてお尋ねしたいと思います。

**○議長（川口誠二君）**

誰に答弁ですか。

**○8番（伊井 渡君）続**

どこでもいいですが。

**○教育長（西島民生君）**

お答えいたします。

この入学祝金制度等について、なぜ所得制限を設けないのかということに対しましては、冒頭に中園市長職務代理者副市長の答弁にございましたように、子育て世代の経済的負担軽減と、もう一つ、若者定住化促進、これを狙っているという制度であるということをもまず御理解いただきたいと思います。

また、入学祝金制度につきましては、学校教育課長が答弁いたしましたとおりでございますけれども、例えば、小学校に入学するとき、おめでとうと、それから中学校に入学するとき、おめでとうと、20歳になったときは成人おめでとうと、八女市は全部、市を挙げて、市民を挙げてお祝いする、そういうことがあっていいんじゃないでしょうか。

そのかわり、おっしゃるように経済的に困窮した家庭もあります。そういうところにつきましては、例えば、教育委員会では、準要保護制度の充実ですね。これは年々年々ふえてきております。そしてまた、議員の皆さん方から御理解いただきましたけれども、八女市奨学金制度も本年度から、昨年度まで23名でしたけれども、50名に倍増させていただきました。

この八女市奨学金制度は、どちらかという、経済的なほうを重視する奨学金制度でございます。

このようなことで、考慮すべき面には考慮しながらやっていっているということで御理解をお願いしたいと思います。

**○8番（伊井 渡君）**

なかなか納得がいきませんが。

それから、幼稚園、認定こども園、そういったところの保育料でございますが、これはかなり以前から10段階ほどの所得制限が設けられ、保育料が決定されております。収入、それから市民税非課税世帯、市民税所得割課税世帯、そういったところを考慮されて、10段階もの所得制限が設けられているわけでございますが、私、この中にあります収入に関係なく一律に第2子半額、第3子無料ということに関してはいかがなものかと思っておりますが、本日はそれはさておきまして、こういった10段階もの所得制限を設けられておりますことは大変いいことではないかと思っております。

保育料というのも子育て支援の一環の事業でありますし、こういった入学祝金、あるいは出産祝金も同じ子育て支援の一環の事業であると思えます。同じ事業なのに、どうして保育料には所得制限が設けられ、一方には所得制限が設けられないのか、ちょっと理解がわかりませんが、そこらあたりを答えていただきたいと思えます。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

保育所関係につきましては、児童福祉法に基づきまして、国のほうで以前から、名前は変わってきましたけれども、昔は以前から措置をするという形で、所得の段階に応じて保育料を徴収すると。その内容につきましては、今も同じでございます。市民税の所得割に応じて保育料が定められております。また、3歳児、4歳以上児それぞれ金額がございまして、国の基準というのがございまして、その国の基準の範囲内で、いわば保育料を徴収させていただいているということで理解をしているところでございます。

事、このやめっこ夢祝金でございますけれども、これは市独自の事業でございます。近隣にも八女市が先行いたしまして、筑後市とか、みやま市とか、そちらのほうでも、名前は違いますがけれども、この事業をつくっていただいております。ただ、内容等につきましても若干違うんですけれども、そちらにおきましても、所得の制限を設けないという形で近隣同じような歩調で事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

**○8番（伊井 渡君）**

やっぱり納得がいかない回答ですけど。

それなら、ある一例でございますが、入学祝金、小学校入学時に30千円が支給される事業でございますが、まず、この30千円を支給するに当たり、対象者の拾い出しをせねばなりません。そして、そういった対象者に対し、はがき、封書等で、あなたは該当者ですよといった連絡をせねばなりません。そして、それに返信用の封筒をつけて、どここの金融機関に振り込みをしましょうか、口座番号、それから口座名義人等を書いて、市役所のほうに返信ください。そして、そういったものが返ってくれば、誰々さんはどここの銀行にということでもた振り込みの手続、振り込み作業をせねばなりません。こういった事業に職員さん方が携われます。そうしますと、そういった経費に対しまして、私、少なく見積もっても1千円以上はかかるのではないかと思います。

この支給されます30千円、これも、もとを考えれば、市民の皆様方の税金御負担であり、かかる経費の1千円、そのようなものも市民の皆様方の税金御負担ということになってまいります。そうしますと、市民の皆様方からすれば、30千円の入学祝金をもらうのに、実は31千円払っていると言っても、私は過言ではないと思います。このような損をすることと言いましょか、こういった事業は根本的に見直してもいいんじゃないかと思いますが、この点についてはどのようにお考えになられるでしょうか。

**○議長（川口誠二君）**

見解の相違やろうもん。

**○学校教育課長（藤木春美君）**

お答えいたします。

入学祝金に関してでございますけれども、先ほど支給の目的にありました一例として、定住支援の一助となるということがございましたけれども、平成29年度でございますけれども、予算編成時にこちらで見込みました4月1日の新入学児童の数よりも、この5月に支給いたしました支給人員は、小中学校で合計12名ふえております。このことは目的の一つの定住の促進につながったのではないかと私は考えております。

**○8番（伊井 渡君）**

いや、私が尋ねておりますのは、30千円を支給するのに31千円、それだけかかっている、損失が出ているわけでございますが、そのことについてはどう考えておられるのかということを探っている次第でございます。

**○議長（川口誠二君）**

損失じゃなからうもん。

**○教育長（西島民生君）**

お答えいたします。

先ほど入学祝金制度を導入してから、当初予定していた数字よりも12名ふえていたという

答弁を学校教育課長が申しあげましたけれども、これは来年度以降も多くなっていくのかどうかを少し見ないと、その有効性はわからないとは思いますが、先ほど言いましたように、定住促進を狙ってやっている。もし、その方たちがふえてくれば、1千円ふえたのどのうという話がありますけれども、はるかに違ったメリットが出てくると考えているところでございます。

#### ○8番（伊井 渡君）

それでは、この件につきましては最後の質問になってしまいますけど、ある方がこのようにおっしゃってございました。結婚をし、子どもができれば、やはり子どものことが一番かわいいし、子どもの将来が一番不安であり、一番大事であるということで、学資保険にも入っている。私も子どもができたときに学資保険に入ったわけですが、現在、学資保険がどのようになっているかということでもちょっと調べましたところ、大学入学前、高校卒業時に3,000千円もらえる学資保険でありますと、その掛金は総額で3,120千円ほど払わねばなりません。ただ、これだけ考えると、何のメリットもない学資保険であります。しかし、18年という長い間、子どもが入院すれば日額4,500円が支給されます。また、親御さんのほうに何かあった場合に関しましては、それ以降の掛金は払わなくても高校卒業時、大学前に3,000千円がもらえるということで、やはり子どものことを考えて自分は学資保険に入った。周りの方もそういったことで、かなり学資保険に入られている。それで、もうそういった人たちから言われると、わざわざ入学祝金とか、出産祝金は費用もかかるし、できればもうもらいたくない、やめてほしい。ただ、現実的には自分たちの周りにも貧困家庭がおられ、そういった家庭においては、やはり学資保険なんかに加入するというのも非常に難しいであろう。それで、私たちからすれば、そういった貧困家庭のみにこういった入学祝金等は支給してほしい。また、そういった限定をすれば、貧困家庭におきましても、やはり30千円では足りないところがあるのではないかと思いますので、できれば、もう少し増額をしてやってほしい。そして、こうしている私たち、今現在は中流であると思っているけど、この不景気、いつ何どき自分自身も貧困家庭に陥ってしまうかわからない。それで、こういった事業に対しては、セーフティネット、そういった観点から見直しをしていただけないだろうかとおっしゃいました。私も全く同意見ということで、本日ここに取り上げている次第ですが、そのような見直しというのは考えておられないでしょうか。

#### ○教育長（西島民生君）

お答えいたします。

今、子どもの貧困の問題が社会問題化しているわけですが、4つの側面からそれを市挙げてしていこうということになっております。教育の支援につきましては4点ほど挙げられておりますけれども、そのうちの教育費の負担軽減、この件でちょっとお話を



させていただきますと、1つは幼児教育の段階的な無償化ということを国は目標として持っております。それからもう一つは、奨学金制度の充実でございます。八女市には2つの奨学金制度がございます。大坪奨学金制度と八女市奨学金制度です。いずれも、月額8千円の給付型でございます。返す必要はございません。大坪奨学金が10名、それから、これはどちらかというと、成績重視のほうの奨学金になりますけれども、八女市奨学金が先ほど申し上げましたように、本年度から倍額していただきまして、50名。合わせて60名。各学年60名ずつがそういう奨学金制度を受けて、八女市の場合はスタートしています。

したがいまして、入学祝金制度におきましても、あるいはこの奨学金制度につきましても、私はある程度国もやってもらわなくちゃいけないと思っておりますし、八女市としてもやれるだけ、頑張れるだけやっているでしょう。私はむしろ褒めていただいている御家庭が多いんじゃないかな、そう思っているところでございます。

**○8番（伊井 渡君）**

この問題というか、この質問に関しましては堂々めぐり、そういった感じもいたしますので、私としましては、執行部の考えが早急にお変わりになられることを期待し、要望し、次の質問に参ります。

続きまして、子ども医療対策事業190,000千円ほどという本当に大きな事業でございますが、この事業の概要を簡単に結構でございますので、まず御説明願いたいと思います。

**○市民課長（栗秋克彦君）**

お答えいたします。

この子ども医療対策事業につきまして、正式名称は乳幼児・子ども医療の支給に関する条例の中でそういう名称になっているところでございます。

この事業の内容につきましては、中学生以下の子どもに係る医療費の一部を助成することによって、疾病の早期発見と治癒を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の向上、子育て家庭への経済的支援を図ることを目的としております。

その制度の中身ですが、御家庭では子どもさんを扶養されていると思いますけれども、健康保険、それから国民健康保険、共済組合に入っておられると思います。その中の3割の自己負担をこの医療制度から支払っているところでございます。

以上でございます。

**○8番（伊井 渡君）**

今、医療費の一部を負担すると言われましたけど、そのあたりを入院から通院に分けて、もう少し詳しく説明していただきたいと存じますけれども。

**○市民課長（栗秋克彦君）**

お答えいたします。

昨年の10月から県の制度も変わりましたので、八女市のほうも制度改正をしているところでございます。

まず、3歳未満の乳幼児の方につきましては、入院、通院とも自己負担はございません。所得制限もございません。

それから、3歳以上の入院につきましては、3歳以上から中学生までは、自己負担はございません。所得制限もございません。

小学生の通院につきまして、一月1,200円の自己負担をお願いしているところでございます。

当該八女市につきましては、所得制限は入っておりません。県につきましては、3歳未満だけは所得制限はございませんが、3歳以上については所得制限が入っているところでございます。

以上でございます。

**○8番（伊井 渡君）**

通院にかかります薬代、これはたしか無料であったと思いますが、無料ということではないでしょうか。

**○市民課長（栗秋克彦君）**

小学生の通院につきましての自己負担の1,200円の中には、薬局の分は入っておりませんので、市が全額負担をしているということになります。

以上です。

**○8番（伊井 渡君）**

薬代は小学生以下の方に関しましては無料ということでございますが、現在、市内にはドラッグストア、薬局、それから、ショッピングセンターといたしまして、そういったものの中の一角に薬局コーナーを設けてあるところとか、市内に全部で10カ所ほどそういったところがあるのではないかと思います。薬代をただにするということは、そういった薬局とか、そういったところの、私は民業圧迫につながっているのではないかと懸念をしているところでございますが、この民業圧迫ということについてはどのようにお考えになっておられるわけでしょうか。

**○市民課長（栗秋克彦君）**

お答えいたします。

あくまで医師の方が診察され、処方箋が出た分のみの考え方でございますので、よろしく願いいたします。

今、市販で売られている部分については考えておりません。

以上でございます。

## ○8番（伊井 渡君）

それでは、八女市の国民健康保険特別会計についてですけど、国民健康保険加入者の1人当たりの年間の平均の医療費、平成25年度はたしか356千円、そして、26年度366千円、そして、27年度388千円だったと思いますが、毎年のように10千円から20千円近くも増額しております。多分に少子・高齢化、そういったことの影響であるとは存じますが、そういったことで国民健康保険料の限度額も毎年のように値上げをせねばならなくなってきております。平成25年度770千円、26年度810千円、27年度850千円、そして、平成28年度には890千円にもなっておりますが、実はこういった国民健康保険料の限度額を値上げするだけでは国民健康保険特別会計を維持することが非常に難しくなってきたということで、平成24年度にそれまで基金というものがありませんでしたが、これが平成24年度途中で底をついてしまい、それ以降、一般会計より繰り入れをせねばならなくなってしまったわけですが、その額、平成25年度720,000千円、それから、26年度約9億円、そして、平成27年度1,180,000千円と非常な額でもありますし、非常にふえております。まさに八女市の国民健康保険制度、本当に大変な赤字状態であるのではないかと考えております。

そして、これから先、高齢化がますます進んでいくということで、団塊の世代の方々が後期高齢者75歳になられます2025年まで高齢化はますます進んでいくということで、医療費も間違いなくふえてまいります。ますます八女市の国民健康保険特別会計、非常に苦しい状況になっていくと思います。

このように非常に苦しい、厳しい、八女市の国民健康保険特別会計の中におきまして、この子ども医療対策事業でございますが、やはり国民健康保険医療制度、そのほかにも医療制度でございますが、そういった医療制度というものは窓口負担が2割とか3割からあるから、私は成り立っているのであると考えております。そういった窓口負担をなくせば、当然人間には悪いさが、そういったものも持っておりますし、親御さんからすれば、子どもがちょっとした病気やけがや熱を出しただけでも1,200円を持たせ、あした学校帰りにお医者さんに診てもらってきなさい、薬ももらえるだけ——じゃありませんが、やられるだけもらってきなさい。また、入院につきましても、どうせただならばもう入院しようかとなってくるかと思っております。そうしますと、ますます医療費というのは高騰してくると存じますが、そういった医療費の高騰も実は全て市民の皆様方の国保料、あるいは一般会計からの繰り入れ、全て市民の皆様方の御負担につながっていくと私は思っております。それで、こういった事業に関しましても、所得制限を設け、苦しい生活をされている家庭のみに適用し、少しでも医療費抑制に努めるべきではないかと考えて所得制限を設けるべきではないかと質問したところでございますが、この件についての所得制限は設けられるのか、お尋ねしたいと思います。

## ○市民課長（栗秋克彦君）

子ども医療費の福岡県内の60団体ございますが、所得制限を入れているところと入れていないところの御報告をさせていただきたいと思います。

60団体、福岡県、子ども医療費の全てのところで対象になっておりますけれども、入れていないところは54団体、入れているところは6団体ということになっております。やはり先ほど申し上げましたように、目的につきましては、やはり少子・高齢化、それから経済的な支援というところで各団体そういうふうな取り組みを現在やっているところでございます。

以上でございます。

**○議長（川口誠二君）**

だから、設ける考えはないとやろうもん。それ、はっきり言わにゃ、もう。

**○市民課長（栗秋克彦君）**

失礼しました。

八女市におきましても、今現在取り組んでいるところでの考え方で進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○8番（伊井 渡君）**

今言われましたように、県内でも6団体が所得制限を設けてあるということでございますので、八女市におきましても、そういったことを考慮されることを要望し、次の質問に移りたいと思います。

最後の質問になりますが、市内には収入が少ない、あるいは雇用、仕事が不安定ということで結婚できない方が多数おられます。私はそういった方々に対し、行政は優先的に財政支援を行うべきではないかと思っているところでございますが、どうして私がこのように思うようになったか。私は昭和30年生まれで、40歳過ぎぐらいまでを高度成長、バブル期、そういった中で生活をし、仕事をしてまいりました。こういった高度成長、バブル期においては、本当に報われる時代でありまして、そのうちに結構いい車も買うことができるようになりましたし、また、ゴルフにしましても、年に何回も行くことができるようになりましたし、夢であると思っておりました海外旅行、そういった海外旅行も何回も本当に行くことができるようになり、今思えば、本当に夢のような時代であったと思います。

また、会社におきましては、ほとんどが終身雇用制が適用され、正社員であり、そして、ほとんどの方が未来はもっとよくなると思っておりました。それで、そういったこともあって、ほとんどの方々が私たちの世代、結婚をしていき、結婚するのが当たり前の時代でございました。今思えば、恥ずかしい話ではありますが、私みたいな者でも結婚できたのは時代がよかった、景気がよかったからかなとも思っております。

それに比べまして、本当に最近の若い方々は、今まで申しましたような事情で結婚できな

いというわけでございますが、先ほど申ししておりました入学祝金事業、約43,000千円だったと思います。また、出産祝金事業約31,000千円、それから、子ども医療対策事業約190,000千円で、合計すれば約260,000千円ほどの事業になるわけでございますが、この事業全て私は所得制限を設ければ、150,000千円から2億円弱ぐらい財源が浮くのではないかと考えております。その財源で、例えば、これは一例ですが、所得制限を設け、住宅費の一部を負担する、通勤に使うガソリン代等も負担する、あるいは生活費を負担する、結構なことができるのではないかと考えておりますので、そういったことで、市内で1人でも多くの方が結婚をできるように、行政はそういったところを優先的に財政支援していくべきではないかと考えておりますが、この件につきまして、もう一度お尋ねしたいと思っております。

#### ○地域振興課参事補佐兼定住対策係長（石橋信輝君）

お答えいたします。

まず、本市が取り組んでおります結婚の支援事業について、概要を御説明させていただきたいと思っております。

直接的にかかわる事業といたしましては、筑後市、広川町と連携して取り組んでおります八女・筑後結婚サポートセンターの運営事業、こちらは会員同士の出会いの場の創出やお見合いのサポートなどを行っております。

また、そのほかには婚活イベントを市民や地域の団体の方が主催される場合に、その活動を支援するというような事業を行っております。

また、結婚して八女市にお住みいただく場合には、御夫婦に記念品を差し上げるというような事業も行っております。経済的な支援という部分に関して申し上げますと、さきの答弁の中にもございました、若年世帯家賃等支援補助という事業を本年度からスタートいたしております。主な内容としましては、民間住宅にお住まいになられる方の家賃を補助するという部分、こちらは月額上限20千円で最長24カ月、最大480千円という支援になります。また、実家等の同居に関して引っ越し費用等がかかる場合は、上限100千円で補助するというような形の制度を新たに設けました。こういった補助がこれから若い方、結婚してその後住宅を構えるというような場合において、その支援になっていくのではないだろうかと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（伊井 渡君）

本日は全質問を通じまして、執行部はとても所得制限を設けるような回答ではないという感じを私は受けておりました。しかし、この後、執行部の考えが変わられ、所得制限を設けられますことを期待し、要望し、以上、本日の私の一般質問をこれにて終了いたします。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

8番伊井渡議員の質問を終わります。

19番井本政弘議員の質問を許します。

○19番（井本政弘君）

お疲れさまです。19番井本でございます。私は、さきの通告に従いまして、3点質問をいたします。

まず、中園副市長におかれましては、今回、職務代理ということで大変気苦勞も多いかと思いますが、どうぞ活躍を期待しております。三田村市長が病氣療養中でありまして、こうした中、中園副市長が職務を代理されておられます。2週間ほどになりますけれども、職務代理者としての権限、特に範囲についてどうお考えなのかをお尋ねいたします。

また、災害発生時の対策本部の指揮系統についても含めて質問をいたします。

2点目です。市の中心部の観光化の促進についてお尋ねをいたします。

これも重要伝統的建造物群保存地区、整備が進められておりますけれども、ここを中心としたごくごく狭い範囲での観光化の促進についてでございます。特に外国人の観光客がふえていると聞いております。私もよく見かけます。この対応について、市としてどう対応されるのか、質問をいたします。

3点目です。6次産業化への市のかかわりについて、現状、課題、今後の見通し等についてお尋ねをいたします。

また、6次産業に限定するわけではありませんが、しょうがい者の自立支援、これは経済的な支援です。就労支援と言ってもいいかと思いますが、6次産業との連携について質問をいたします。

以上でございます。

質問席にて質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

それでは、19番井本政弘議員の一般質問にお答えをいたします。

1、副市長の職務代理について、(1)市長不在中の副市長の職務代理の権限について。

職務代理者が長の職務を代理し得る範囲は、原則として長の職務権限の全てに及ぶものとされております。しかし、それは長の職務権限のみを代理するものであり、長の身分や資格をそのまま代理するものではございません。

また、職務代理者は、長に事故等があり事務が執行できない場合に、これを円滑に行うために臨時的に置かれるものであることからしますと、その権限の行使については必要最小限に限られるものと考えておるところでございます。

(2)災害発生時の災害対策本部の機能について。

災害発生時の災害対策本部の機能については、八女市地域防災計画により定めており、その中で、災害対策本部総括責任者は市長とする。市長が不在の場合は副市長、総務部長の順に代行するとしていることから、災害対策本部総括責任者は、市長職務代理者の私が代行をさせていただきます。

もし、私も不在の場合は鎌田副市長が、鎌田副市長も不在の場合は江崎総務部長が代行をいたします。

次に、2、市中心部の観光化についてでございます。

(1)外国人観光客への対応について。

国は、2020年の東京オリンピックに向けて、訪日旅行促進事業、いわゆるビジット・ジャパンと言われる政策により、外国人観光客を迎え入れるさまざまな事業を展開しております。福岡県でも沖ノ島世界遺産登録に向けて、登録後のインバウンド対策が検討されており、本市にも外国人観光客の来訪が期待をされているところでございます。

本市としましては、昨年度、インバウンドモニターバスツアーを開催し、香港の観光客から意見等を伺っております。さらに、今年度の取り組みとしまして、英語版ホームページの作成や、英語版体験プログラムなどの作成等を予定しております。

現在、本市の観光施設には、英語や韓国語表記のパンフレットを常備しております。また、スマートフォン等の翻訳ソフト等も活用しながら、外国人観光客の方々に対応をしております。

市中心部の観光化につきましては、中心部には伝統的建造物群保存地区がありますので、案内板の設置等は制限されております。したがって、町並みの中の拠点となっている横町町家交流館や堺屋等の施設内に、外国語に対応したパンフレットを設置したり、観光案内人の会で外国人観光客に対応する研修会等を実施しながら、外国人観光客への対応を考えてまいります。

次に、3、6次産業化への市のかかわりについて。

(1)八女市の6次産業化の可能性は。

現在、市内には6次産業化・地産地消法に基づき、次の3事業が農林水産大臣の総合化事業計画認定を受けています。

1つ目は、自社生産アオネギを利用した新商品の開発及び販売開拓事業、2つ目は、ニク機能性を生かした加工食品の新規開発と自社生産、販路拡大事業、3つ目は、大学と本市との包括的連携協定による技術支援で竹を原料とした製品の開発、販売等の工業的活用事業を行っています。

このほかにも八女茶や果樹、野菜等を活用した農産物の加工販売など、各事業者独自で6次産業化に向けたさまざまな取り組みがなされています。市内で生産される良質で豊富な農

林産物を加工し販売することで付加価値を高め、所得の向上や雇用の創出など、活性化の大きな柱になると考えております。

今後も国、県、市のソフト、ハード面の補助事業を活用しながら、法人等を中心とした新たな取り組みへの支援や女性グループ等による加工農産物の開発、市内の優良な農林産物を生かした加工品の開発や販売戦略など、新規6次産業化に向けて積極的に支援していきたいと考えております。

(2)障害者の自立支援と6次産業化との連携が図れないか。

しょうがい者が農業の担い手となる農福連携が全国的に広がっています。農林水産省や厚生労働省、県などの地方自治体が旗振り役となり、主に知的、精神しょうがい者を対象に、高齢化、後継者不足に悩む農業に参加していただく取り組みでございます。この取り組みには、しょうがい者の就労機会を農業分野でふやし、自立を手助けする狙いもございます。生産から加工食品、流通販売まで手がける6次産業化を進め、しょうがい者の力を幅広く活用する社会福祉法人や農事組合法人が全国的にふえています。

本市では、昨年10月に開催した八女地区障害者等自立支援協議会の中で、農福連携について協議をし、農福連携について検討する場を設置する方向で進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川口誠二君）

午後1時まで休憩します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

○19番（井本政弘君）

午前中の中園市長職務代理者副市長の丁寧な答弁で、同僚議員から、もう聞くことはなかろうと言われましたけれども、少し時間をいただきまして、何点か質問させていただきます。

まず1番目の市長職務代理者の権限ですけれども、全ての権限が付与される。ただし、最小限に抑えたいという答弁でしたけれども、この最小限がどうも曖昧でわからないので、もう一回お尋ねをします。

例えば、今回6月の定例議会、同僚議員が、私も含めて11名、一般質問をしております。一生懸命頑張って勉強して質問していますので、提案型もあるでしょうし、お尋ね型もあると思いますけれども、やはりある程度の考慮は何とかしていただきたいという思いがあります。全ての議員の質問の内容を受けとどめておきますでは困りますので、そのあたりをどう考えられるのかですね。



それからもう一つは、例えば、突発的な事故が起こった場合、こういうときに代理者がどういうふうな判断をされるのか、こういうのも大事になってくると思います。もうそろそろ梅雨に入ります。平成24年の九州北部豪雨をすぐ思い出すわけですけれども、あれだけの災害がないにしても、想定はしておかなければならないと思うんですね。そういうときに、やっぱりトップのリーダーシップというのが一番発揮されなければならない大事な時期に来ていると思います。そういうことを含めて、中園市長職務代理者副市長がどう考えておられるのか、そこだけを一点、回答をお願いします。

#### ○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

市長の職務代理者の権限の中身についてのお尋ねでございますけれども、今、私が職務代理者ということでさせていただいておりますけれども、今、井本議員おっしゃいますように、市政が停滞をしないようには常に私も心がけておるところでございます。

問題はその内容でございますけれども、当然先ほど御答弁させていただきましたように、私がそのまま市長がされてあった分を引き継ぐことができない分も確かにございます。しかし、それはもう別にしまして、そうじゃない部分につきましては、今回の議会もそうなんですけれども、できる限り私たちのほうで判断していきたいと思っていますけれども、どうしてもやはり市長が政策としてやる部分、重要な課題、本市を右か左かそういった重要な案件については、やはりこれは私が判断をするべきものじゃないだろうと思っているところです。

冒頭申し上げましたように、あくまでも臨時的な措置でありますので、必要最小限にとどめるという形が一番いいのではなかろうかと思っていますけれども、ただ、そうは申し上げてもやはり市政は毎日毎日動いていますから、これを滞らせるわけにはいかないと。したがって、そういった案件が出てきたときには、私の下といいますか——は副市長もおりますし、教育長もおります、部長もおります、課長もおります。そういった中で、緊急な案件ができたときには緊急に集まって、議論をしながら判断をしていくと、そういった場面も内容によっては出てくるんじゃないだろうかと、今、決意といいますか、そういった覚悟はいたしておるところでございます。そうは申し上げても、先ほど申し上げたとおり、全部が全部そういった場面ばかりじゃございませんから、これについてやはり私が判断すべき問題じゃないだろうというところが出てきた場合については、これはやはり私では判断できませんので、それについては市長が職場のほうに復帰していただいた後に御判断を仰ぐということ、もしくは市長と連絡をとって、そういった形で考え方を聞いて対応していくと、そういったことが一番いいのではないだろうかと思っています。

それと、災害の関係でございますけれども、これについては確かに待ったなしでございますから、これについてはそれこそ市長の御判断とか、そういったことを仰ぐいとまもないだろうと思っていますので、これは担当部署もありますので、今までの経験、そういったもの

を生かしながら即時判断をしていく必要があるのではないだろうかと思っています。

いずれにしましても、市民の安心・安全、これを守っていくことが最優先でございますから、そういった観点で、いずれにしても対処していきたいと考えているところでございます。

#### ○19番（井本政弘君）

副市長になられてまだまだ半年余りということで、今回、大変な重責を担われたと思っております。職員の皆さんが一丸となって頑張ってくださいことを祈念申し上げまして、このことについては質問を終わります。

次に、八女市中心部の観光の促進ということで通告をしておりました。それで、なぜこの質問をするような経緯になったかといいますと、実は昨年、日中韓の建築士が八女市のこの伝統的建造物群保存地区に来ていただきました。その折に、福岡市に留学をしている学生さんも朝から一緒に見えて、一日視察をし、また、ワークショップ、それから発表会という形で一日頑張らせていただいているんですけども、その中で、なぜこれだけの素晴らしい施設があるのに世界に発信しないんですかとか、外国語の案内板がない、こういうことを言われたんですね。私も常々思っていたんですけども、そのときに指摘がありまして、なるほどなと思ったところです。

それから、ことは、もう今月ですけども、24日に九州、それから沖縄一円から青年建築士、若手の建築士の皆さんがこの伝統的建造物群保存地区の視察に見えるという形になっております。これも約20年になると思うんですけど、この整備が始まってですね。その前は物の見事にシャッター街と言われておりました。台風を機に街の整備が始まったと。20年、現在になってまだまだ整備をしなければならないところはたくさんありますけれども、ある程度のこういう形が見えてきた。観光として生かされる、そういう場になってきたと思っております。

これはちょっと商工観光課からいただいた平成28年度茶のくに観光推進事業、これの事業報告ということでいただいております。この中を見ますと、まさに私が思っていたことが載っていました。ちょっと読み上げますけれども、「外国人旅行者は、県内でも博多・天神・太宰府天満宮のような定番スポットではなく、もっと日本らしさを体験できるような場所を求めている。台湾では、旅行者が団体から個人にシフトしており、旅行業者も危機感をもって新しい情報を探している。外国人旅行者が求めるのは、単なる買い物ではなくて、日本らしさ。八女市には可能性が十分にある」というようなアドバイスもあっております。また、「外国人が多く集まる地域では、里山体験やまち歩きなど、八女でもすぐに実施できるような体験を提供している。2020年の東京オリンピックに向かって、外国人観光客が増加していく中で、個人客をどう受け入れていくかを考えると、新しい魅力づくりが課題となってくる」というような、的確に指摘をしてありました。

そこで、当然、個人なりグループの観光客ですね、外国からの観光客、こういう方が見えたときに、パンフレットとか、そういうのは当然あって当たり前だと思うんです。先ほどの市長職務代理者の答弁では、案内板が設置できないという答弁だったと思うんですけれども、なぜなのか、お尋ねしたいと思います。そういう取り決めというか——があるのかですね。

**○地域振興課町並み景観係長（鶴木英希君）**

お答えします。

八女福島の伝統的建造物群保存地区の保存計画の中において、伝統的建造物群保存地区内には歴史的な風潮を損なわないように独立した広告塔や看板については原則設けないというようなことを定めております。

また、平成28年度の5月に八女福島町並み保存会が作成した八女福島町並み景観ルールでも、独立した広告塔や看板については設置しないということで決めております。

以上です。

**○19番（井本政弘君）**

今、独立した看板等の設置はだめだということでしたけれども、これは絶対外せない決まり事なんですか。といいますのが、実は20年ほど前に、私が議員になる前に伝統的建造物群保存地区にかかわっておりました。そのときに舗装の道路ですね、石畳はなかったそうなんですけれども、今現在、もうこの舗装の道路ですよ。だから、伝統的建造物群保存地区を整備していく中で、観光課もこの中に加えていくなれば、舗装の道路じゃなくて、何か新しい——新しいというか、昔風な、そういう景観を整備すべきじゃないですかということを知ったことがあるんですよ。そのときに言われたのが、昔は砂利道でした。八女市はですね。だから、舗装ぐらいのほうがいいですよということは言われたんですよ。それは不思議に思ったんですけれども、今となっては、例えば、数年前に1.7キロメートル、道路の整備をしたじゃないですか。できるわけですよ。だから、案内板にしても堅苦しく考えるんじゃないかと、決まり事があるなら、その決まり事は私は変えていいと思う。関係者の方と協議をして変えていただいて、観光で外国人の観光客がじゃんじゃん来てくれるならば、そっちのほうが活性化するじゃないですか。伝統的建造物群保存地区の整備は整備として、これはもう国の制度ですから、これは間違いなくその制度に沿ってやるべきですけれども、案内板とか、そういう観光に関する部分については、これは少し協議をしていってもいいんじゃないかと思うんです。この件については担当部長になりますかね。課長、係長ではちょっと判断できないことでしょうか。答弁をお願いします。

**○企画振興部長（井手勇一君）**

お答えします。

原則的には今申し上げたように、設置しないという取り決めになっているということでご

ざいます。ただ、そういったことを変えていくには保存会のほうと協議なりをしていく必要があるだろうと思っております。

○19番（井本政弘君）

観光に絡むことですので、商工観光課長にもお尋ねしたいと思います。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

答弁のほうにもありましたとおり、観光課は八女市全体の観光推進のほうで今いろいろな体験事業とか、バスツアーとかやっております。それで、今年度を実施するインバウンド対策ということでお話ししてもよろしいでしょうか。

まず先ほど答弁にありましたように、どうしても外国から来られるお客様は、団体で来られるお客様というのはツアー会社、そういう旅行会社に申し込んで団体で来られますので、大体ガイドさんが案内してこられます。それであとうちのほうで、案内人の会で町並みを案内しますが、そのときは大体ガイドさんがつかれますので、その方を通して通訳の方が話されるということです。それとあと個人で来られる場合は、大体いろいろなことを勉強されてこられますし、ある程度の語学力がある方が来られるような感じがします。

それで、大事なものは、そういうふうな情報発信をインターネットのほうでしっかりホームページとか、フェイスブックとか、今SNS、そういうのでしっかり情報を発信することが大事だと思います。それと、来られた外国人のお客様に対してのパンフレット等でちゃんと紹介できるかどうか、この2点が大事だと思っております。

それで、観光課として今年度で考えておりますのは、まず、八女市の観光のオフィシャルサイト、茶のくに八女・奥八女「八女観光」というホームページをつくっております。そこでの英語版の表記、これを考えております。

それと、いろいろな体験事業をやっておりますけど、これが英語版で実施者さんが受け入れ可能などところをまず調査せにゃいかんですけど、英語版の体験プログラムをできるパンフレットの作成ですね。それとあと伝統工芸館、また、八女の伝統産業を紹介するパンフレットの作成、それと最後に、訪日外国人、インバウンドの方、この方がどういう目的で、どのようなことを望んであるかというその調査ですね、これをすることが非常に大事だと思います。インバウンドといっても、中国、韓国、台湾、香港、いろいろな方がいらっしゃいます。クルーズ船で来られる方は、もうこちらのほうまでは来られないです。体験を求めている方、そういう方がどういう体験を求めているかというその調査をですね、これは香港のお客様を対象に今年度調査する見込みです。そういったことを踏まえまして、八女市として観光をどのようにインバウンド対策として進めていくかということを考えていきたいと思っております。

それとあと、ここにいろいろ持ってきておりますけど、これは町なかを案内する、英語と

か韓国語とかの表記です。（現物を示す）ちょっとこの八女ガイドというのが英語版で町なかを案内しております。それと、こういうもの（現物を示す）八女市茶のくに観光案内所が発行した町並みの案内、英語版ですね。それと、町なかの地図を英語と韓国語の（現物を示す）こういう地図ですね、こういったのとか、（現物を示す）またこれは4カ国語、英語、韓国語、それと香港、台湾、マカオの中国語、それと中国本土の中国語版、この4つをうちのほうで用意して、来られたお客様の対応をしておるところでございます。

以上でございます。

#### ○19番（井本政弘君）

今の井上課長の説明で、いかに八女市が頑張っておるかというのも、うかがうことができました。

先ほど言いましたように、20年前まで本当にシャッター街と言われるほど衰退をしておった。それから、街の当事者の方たちが一生懸命整備をされて、今の状態になっております。これは伝統的建造物群保存地区の街割りとか、そういうのは専門家のほうでやればいいことであって、街の当事者としては何とか活性化をしたいというのが本音だと思うんですね。ですから、余りにも伝統的建造物群保存地区の整備にこだわり過ぎて、何もできない、あれもできない、これもできないじゃなくて、やっぱり商工観光課と一緒に、このことについては知恵を出し合っただきながら、いい方向に、活性化の方向に向けるように頑張っていたきたいというのがきょうの私の質問の趣旨でございますので、よろしく申し上げます。

次行きます。

6次産業化の推進についてということで、先ほど冒頭で質問を入れてきました。例えば、農業についても、林業もそうかもしれませんが、農作物の生産者は生産をしながら、してはみたものの自分で価格を決めることができない。買い手が価格を決めるというのが、漁業も一緒ですけども、そういうのが昔からずっとあるわけですね。6次産業化というのは、私がおもうに、栽培、生産、加工、販売まで自分たちでやるということで、まさに自分がつくった品物を自分たちで値段をつけて売るんだというのが、ある意味の目的じゃなかろうかと思うところです。

その次の質問の内容に、しょうがい者の自立支援、しょうがい者のこれは就労支援と言ったほうが間違いありません。これを絡めたかといいますと、実は、これもまた読ませてまいります。昨年、厚生委員会でしょうがい者の自立支援について視察をしてきました。これ、帯広市の隣の河西郡芽室町というところです。ここの町長さん、宮西町長さんといわれますけれども、この方が就労支援に大変な熱意を持っておられまして、その方の熱意である事業がスタートしております。このことについて私もレポートを書きましたので、この際ですので、レポートの一部を読ませてまいります。

芽室町。しょうがい者就労支援NPO法人プロジェクトめむろ。しょうがいを持った子どもたちの出現率は6%と言われている。そのような子どもたちに向けて行政としてサポートすることは使命であり、子どもを支えていきながら、また、子どもを受け入れる事業者を町がつくり、彼らが個性を持って活躍し、自立していくことは芽室町の目標である。宮西町長のこの理念に基づいて、今回の事業が実現している。

芽室町は、北海道有数の農業が基幹産業の町であり、ジャガイモの生産が盛んである。NPO法人プロジェクトめむろは、3ヘクタールの農地を借り受け、農業をリタイアされた高齢者、農業サポーターに年間契約でジャガイモ栽培を委託する。収穫したジャガイモを工場で皮むき、ボイル、梱包等の作業を行い、福岡県でも福岡市、それから那珂川町、愛媛県の新居浜市等の系列の就労継続支援A型作業所店舗へ搬送。各店舗で惣菜加工販売を行っている。俗に言う6次産業の形が整っている。皮むき等の加工工場においては、従業員29名。――昨年の視察の段階ですけれども――その中で19名が知的しょうがい者で、ジャガイモの栽培が忙しいときは農場にも手伝いに入るといった就労継続支援A型の事業が進められている。ここで注目すべきは従業員の給料、十一万数千円の給料が支払われている。経費を差し引いても100千円を下らない。しょうがい者といえども、しっかりと働いて、それに見合うだけの報酬を得、自立して生きていける体制が形成されつつあると感じた。八女市においても、農業、商工業、しょうがい者福祉等を強力に結びつけ、採算性のある事業の中にしょうがい者の経済的自立を保障するような事業を提案できるような仕掛けが必要ではないか。

とレポートをまとめたんですけれども、まずはこの6次産業、八女市においてどういう可能性といたしますか、現状と課題、それから将来に向けての可能性、このことについて農業振興課、林業振興課それぞれの課長、答弁をお願いします。

#### ○農業振興課長（原 信也君）

御答弁申し上げます。

今、議員から御質問がございました6次産業についての市での取り組みということにつきましては、それぞれ女性グループでありますとか、それぞれの地域にございます少数の団体でありますとか、そこら辺につきましては、るる継続的に実施をしているような状況でございます。市として市の単独補助でございましたりとか、県の補助でありましたりとか国の補助ですね、そのあたりのところにつきましても、それぞれのケースの中でそれぞれを利用させていただいた中で啓発活動を行っているという現状がございます。

課題というようなことでございますけれども、今、6次化ということですので、生産、加工、流通ということで、例えば、地元の女性グループでありましたならば、加工の技術は当然習得してありましようけれども、流通、販路拡大、そういうあたりにつきましては、なか

なか素人的な部分も多うございますので、そこら辺のところも行政的には支援をしていく必要があるのではないかと。

また逆に、そういう6次化を取り組んであるそれぞれの団体の中で、当然、それが軌道に乗りますと、いわば生産のほう、例えば、生産のほう、農産物のほうが間に合わなくなってくるような可能性も出てきはしないかというようなことで、農業振興課としては考えておりますので、そのあたりのところもそれぞれのグループあたりとも連携をとりながら、十分この件につきましては検討していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

先ほどの議員御質問の件でございます。林業分野におきましては、現在、市内におきましては、竹材を加工して、それを竹繊維ですけれども、それをプラスチック等々に混入しまして、グレーチングとか、あとデッキ材なんかを研究開発ということで取り組みが進められております。そのほかに例としまして、6次産業化とまでは言えないかもしれませんが、地元のケヤキとかヒノキとかを使って、そういうのを加工して、薄板等の製造販売、それから、今、俗に言いますバイオマスボイラー等々のチップ材の製造とか、そういった部分での例がございます。その中で、特に林業関係においての6次産業化についての課題ということでございますが、やはり林業につきましては、木材生産、それから建築、それから製造、流通販売等々がそれぞれどうしても専門的な、高度な技術が必要になってきます。そういったところで1次産業の従事者が2次産業に通じる新たな技術を身につけるのが、かなり環境が整っていないというところで農業のようにたくさんない状況でございます。

そのほかとしましては、とにかく木材の生産から伐採までの間が製造販売の時間軸が、これが大きく乖離しますので、そういった部分とか、あと設備投資の部分でかなり木材を加工して何かにやっていくということで設備投資の部分でも、そういったかなりのお金がかかったりとか、そういった部分がございますので、そういった課題が多いというところでありますが、林業振興課としましては、そういった課題解決のために、例えば、生産者のほうには高性能林業機械の支援とか、そういった部分での支援活動というか、市として支援をやっている現状でございます。

以上でございます。

#### ○19番（井本政弘君）

芽室町のこういう実績といいますか——があったものですから、6次産業としようがい者の福祉をくっつけて今回質問をしておりますけれども、しようがい者の就労支援について少し課長なり部長の説明をお願いしたいと思うんですけれども、実は6次産業だけではなくて、これはいろんな市内外の事業者、商工業ですね、業者の方にも当然受け入れをしていただい

て、しょうがい者の就労支援に貢献していただくということが本当に大事ではなかろうかと思うんですけれども、そのことも含めて、6次産業との連携ということで答弁をお願いしたいと思います。

**○福祉課長（野田勝広君）**

お答えいたします。

先ほど議員申されました芽室町の施設には私も随行させていただきまして、見させていただいております。国のレベルでは農業分野でのしょうがい者の就労を支援し、しょうがい者の工賃水準の向上、農業の支え手の拡大を図るとともに、しょうがい者が地域を支え、地域で活躍する社会の実現に資するため、しょうがい者の就農促進プロジェクト、いわゆる農福連携の取り組みが28年度から始まっております。

昨年視察に行きました施設につきましては、ただいま申しましたこの国の事業に先駆けた、そのモデルとなるような先進的な取り組みであったと思っております。

この農福連携事業についてですけれども、この事業は農業に関するノウハウを有していないしょうがい者の就労施設事業所、そういったところに対し、農園の開設であるとか整備、そういったものに加えて附帯設備の整備といったハード事業を初め、農業技術を習得するための農業専門家の派遣、研修会の開催などのソフト事業も備えられた補助事業であります。先ほど言いましたように、28年度からこれが始まっておりますので、先ほど御答弁の中にもありましたとおり、昨年10月、ちょうど視察に行きました、10日ほど前になりますけれども、しょうがい者等自立支援協議会の中で、この農福連携の取り組みについてという議題を出しまして、幾つかの就労支援事業者の代表者の方から興味を示していただきました。それ以後も市の農業振興課であるとかJA、それから、県の農業改良普及所の職員と数回にわたりまして、検討会に至る前の意見交換会を行ってまいりました。その際に、そういった方々から福祉の現状がよくわからないという御意見がありましたので、それ以後、農業以外で実際今就労されてあるしょうがい者の現状を視察いただきまして、そのときに支援員の方から、その方その方のしょうがいの特性に応じた作業が提供できますと説明をいたしましたところ、農業でも同様のことが再現できるかもしれないという前向きな御意見もいただいております。

以上でございます。

**○19番（井本政弘君）**

大変いい説明がありましたけれども、すばらしい意見が出ているようでございますので、ぜひとも押し進めていただきたいと思っております。

そこで、一つ気になることがありまして、実は6次産業、農業、林業関係がベースになると思うんですけれども、この6次産業については、これは建設経済部長のところでもね。



それと、福祉については市民福祉部長の担当ということで全く畑違いな部門になるわけですね。そうすると、こういうところが連携するということに、じゃ、どこが窓口——窓口といえますか、なるのかなと思うわけです。もしかしたら部長段階ではなくて、担当副市長、これも副市長も建設、経済は鎌田副市長と中園市長職務代理者副市長という立場であれば、これもまた別の部門になるわけですがけれども、ここの連携はどういうふうな形でとったらいいんでしょうか。

**○副市長（鎌田久義君）**

お答えいたします。

連携につきましては、先ほど議員おっしゃるように、今、分野が分かれております。分かれておりますけれども、副市長の立場からいきますと、中園市長職務代理者副市長と常に連携をとっておりますので、例えば、農業の問題、福祉の問題、いろいろございますから、副市長同士で連携をとって、部長なりに伝えながら進めていきたいと思っております。

**○19番（井本政弘君）**

農業関係、建設経済部門、それから市民福祉部門、それから商工業となりますと、新社会推進の部門になりますかね。それぞれ分野が違う部門になりますけれども、ぜひとも中園市長職務代理者副市長、それから鎌田副市長、しっかりと連携をとって進めていただきたいと思います。

これで私の質問は終わりますけれども、中園市長職務代理者副市長におかれましては大変だと思いますが、しっかり頑張ってください。終わります。

**○議長（川口誠二君）**

19番井本政弘議員の質問を終わります。

7番石橋義博議員の質問を許します。

**○7番（石橋義博君）**

皆さんこんにちは。本日最後の一般質問、皆さん本当にお疲れかと思っておりますけれども、いましばらくおつき合いをお願いいたします。

また、執行部におかれましては、市長不在ということで核心的な部分には答弁しかねるところもあるかと思っておりますが、今現在の執行部のやる気と現状をつぶさに答弁いただければ、それでよろしいかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、市長におかれましては、本当にこの場をかりて、一日も早く回復と復帰を願うところでございます。

さて、今回の質問は、ふるさと支援金の活性と取り組み状況と企業版ふるさと支援金の内容と取り組み。次に、企業誘致のための工業団地へ向けての進捗状況。もう一点、本庁新築計画における進捗状況、以上3点でございます。繰り返しになりますけれども、市長不在の

中で、でき得る限りの答弁をよろしくお願いいたします。これより先は質問席にて質問をさせていただきます。

**○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）**

7番石橋義博議員の一般質問にお答えをいたします。

1、ふるさと支援金の活性と企業版ふるさと支援金の内容と取り組みについてでございます。

(1)ふるさと支援金の活性と取り組み状況と企業版ふるさと支援金の内容と取り組み。

ふるさと支援寄附事業について、昨年度は新たに20千円以上の寄附に対する返礼品を充実するとともに、本市のふるさと支援寄附について、新聞、雑誌等の広告媒体を活用し、積極的にPR活動に取り組んできたところでございます。さらに、本年度に入り、全国に向けた商品のPR、販路拡大など、地域産業の活性化に貢献することを目的として、市内の事業所から返礼品の提案の募集を行いました。また、企業版ふるさと納税は、国が認定する地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行うと、税の優遇措置を受けることができる制度でございます。現在、企業版ふるさと納税の制度に基づき、本市に寄附いただいた民間企業はございません。今後は、本市の地方創生の取り組みをアピールし、その趣旨に賛同し、積極的に寄附を行っていただける企業の発掘に努めてまいります。

次に、2、企業誘致の進捗状況についてでございます。

(1)企業誘致の進捗状況と取り組み。

少子・高齢化対策や過疎対策を推進する上で、労働力の市外流出に歯どめをかけ、定住促進や安定した雇用確保のために、今後も企業の誘致活動を進めなければならないと考えております。その上で、前古賀地区工業団地予定地への現在の取り組みにつきましては、土地利用規制上の農業振興地域内の農用地でありますので、この農業振興地域からの除外手続と除外後の転用手続を行うために、国、県と事務協議を行っているところでございます。

前古賀地区工業団地予定地につきましては、国、県との事務協議が調い次第、用地の確保など、地権者の御協力をいただきながら、着実に進めてまいりたいと考えております。企業誘致につきましては、本市の施策として極めて重要な事業でありますので、前古賀工業団地の早期実現に向け、今後とも、事業の推進に努力してまいります。

次に、3、本庁舎の新築計画についてでございます。

(1)本庁舎新築計画における進捗状況でございます。

本庁舎新築計画における進捗状況につきましては、現在のところ、現庁舎に関する問題点や現状把握を行うとともに、他市の先行事例を視察し、さまざまな角度から情報を入手しているところでございます。今後、安心・安全なまちづくりの防災拠点施設として、または地域の活性化のまちづくりの拠点施設としてなど、多様化する住民サービスに対応できるよう

な機能のあり方などについて調査研究を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○7番（石橋義博君）**

ふるさと納税について、いろんな取り組みをされているのはわかりました。しかしながら、昨年と一昨年ですか、比較して支援金の額が減ったと私、記憶しておりますけど、その点いかがでしょうか。

**○企画財政課長（石井稔郎君）**

お答えいたします。

平成27年度と28年度の比較であろうかと思えますけれども、平成27年度は約160,000千円でしたが、平成28年度では約120,000千円ということで、約40,000千円の減ということになっております。また、件数からいたしましても、約4,000件ほどの減少ということになっております。その内容といいますか、原因というところでございますけれども、一つは返礼品の中で博多あまおうというのが一番売れ筋といいますか、トップなんですけれども、これを希望する寄附者の方が、平成27年度からすると減少したということです。それはなぜかということで見ましたら、平成27年度では博多あまおうを返礼品として取り扱っていた自治体は、八女市ほか数団体でしたけれども、平成28年度では福岡県内の多くの自治体を取り扱うようになったということで、寄附申込者の方が博多あまおうを希望される場合に、かなりの数が分散をしたのではないかと分析しております。

また、あまおう自体の品数も若干不作だったということで、全体的に低調であったということ。また、同じJA管内でもあります筑後市さんが本格的に取り扱いを始めたということの影響もあるのではなかろうかと思っています。とにかく一番の原因は、一番の返礼品の希望が多かったあまおうにつきましても、これが減少したということが原因ではなかろうかと思っています。

以上でございます。

**○7番（石橋義博君）**

いろいろ要因はあるかと思えます。しかし、カウンターも打たれていると。いろいろなラインナップもふやして、新聞等も使ってやっておられると。しかしながら、効果が出ていないと。イチゴがダメだったから全体的に落ち込んだと。しかし、その新聞等々で広告を打った等々で減ったのでは、それじゃちょっと意味がないんじゃないかなと思うわけですがけれども、今後、その減った分に関して、いかにして挽回するかというところをちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

**○企画財政課長（石井稔郎君）**

お答えいたします。

これからいかに挽回をして、ふるさと納税について伸ばしていくのかということですが、一つの取り組みとしては、平成28年度からは新たな返礼品を設定いたしました。さらに、今年度につきましても、4月に事業者へ返礼品の提案を募集いたしまして、かなりの事業者から提案が来ております。かなりと申しますか、約10社ほどでございますけれども、提案が来ておまして、これにつきましては、新たに作成をいたしますパンフレットですね、こちらのほうに掲載をしていきたいと思っております。また、随時返礼品の募集については継続して事業者のほうに提案をお願いしたいと思っております。

また、PRについては非常に重要だと思っております、パンフレットの活用もそうだと思いますけれども、今度、インターネットのほうから納税のサイトに入って行く人も多いということで、そういったネット上での窓口というのもふやしていくのも一つの方法ではないかなと思っております。

また、PRにつきましてもですけども、関東圏、それから都市圏のほうにはパンフレットを配布いたしまして、ふるさと納税のお願いをしておるわけですけども、こちらについても随時拡充をしていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

#### ○7番（石橋義博君）

本当に試行的には十分されていると私は思っておるわけでございます。しかしながら、こういうふうには北海道等々はリーダーが、市長あたりがもうお互いにライバル視をしながらやっておって、コメントそのものも相当網走市長あたりは、上士幌町には負けませんとかいろいろあっておるわけですね。なおかつその結果が、根室市では3,480,000千円のふるさと納税が、支援金があるわけですね。そして、なおかつ近くの、先ほど申しました上士幌町では人口5,000人弱、町税は6億円、なおかつふるさと支援金は6億円ですよ、それで1,480,000千円のふるさと支援金があるわけでございます。根室市では、平成13年では7,270千円、14年度は減っておるわけですね、3,260千円。しかしながら、15年になると劇的に1,290,000千円です。続いて、16年は34億円まで上がっております。これ、どうやってやっているのかなと私も思うわけですね。

ですから、一つにやっぱりそういう競合しながら、同じものも、一緒のものもあるわけですね。先ほどのイチゴも、あっちもしよる、こっちもしよるって競合しながらも、お互いのぎを削りながら、ばんばん上げているわけですね。これについてはいかがでしょうか。

#### ○企画財政課長（石井稔郎君）

今、御紹介ありました北海道上士幌町ですけども、そちらのほうも一番のトップはお肉ですね。ここは十勝ナイタイ和牛というのが一番名産でありまして、ふるさと納税のほうでそちらを出しているものですから、ふるさと納税以外ではなかなか手に入りにくいという希

少価値が出てきたと、ブランド牛がさらに希少価値が出てきたと、そういうふうな付加価値も上がっていると思われます。

全国のランキングの中でトップといいましたら、宮崎県の都城市ですね、もう御承知と申しますけれども、ここも特産物であります牛肉。そういったところで、特産物をいかに出すのか、そのためには徹底した情報発信だということで、これは上士幌の町長が申しておりました。特産品の開発、それから、それをPRしていくということでございます。おっしゃるとおり、上士幌町は人口5,000人で牛が6万頭ということで、物すごく牛が多い。これを特産物とし従前から自治体としては売り出すと。それでふるさと納税という制度に乗っかって、それをうまく情報発信をしながら持っていったというところがありますので、それに非常に做すべきところは多いだろうかなとは思っております。もう八女市におきましては、農産物、それからお茶という貴重な、全国に誇るような産物もございますので、これにつきましても、そういった先行事例に倣いながら、いかに情報発信をしていくのか、PRしていくのか、これがこれからの私たちのとるべき課題だろうと認識をしておるところでございます。

#### ○7番（石橋義博君）

確かに希少価値のある牛を有効に使いながら、ふるさと支援金にやっぱり活用していただいております。そういう面で、徹底的に做っていただきたいと。八女市のほうには6万頭ほどの牛はおりませんけれども、ほかに特産としては仏壇やちょうちんとか八女市が誇るような商品も、伝統工芸品もあります。向こうが牛ならば、こちらは伝統工芸品とか、戦うべき武器ですか、ウエポンは十分私はそろえていると思っておりますけれども、そういうことについてはいかがでしょうか。

#### ○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えをさせていただきますけれども、八女市には誇るべき伝統工芸品がありまして、今おっしゃるとおり仏壇、ちょうちんとかあります。実は、全国的な状況でございますけれども、余りにも返礼品の競争が過熱化をしておったということで、総務省のほうから返礼品についての一定の是正通知というのが出されております。それは還元率が非常に高い、ネット上を見ても、ネットの中ではおすすめ高還元率自治体ランキングだとかありまして、それをのぞいてみますと、還元率が90%、100%、あるいは中には160%の品ということで紹介されているサイトもございます。これは個人の方がつくられているサイトではありましようが、ネット検索するとかなり上位に来ますので、やはり全国でふるさと納税に関心のある方がネットを見ますと、そういったところに目が行くというのが状況としてあったのではなかろうかと思っておりますし、そのことによって、一部の自治体で、これが過熱化していったことに対して、総務省が是正通知を出されたと思っております。

総務省通知について、ちょっと触れさせていただきますけれども、返礼品の目安として、

価格についてはおおむね3割と、寄附の3割。それから、価格が高額なものはだめですよということです。それから、資産性の高いもの、例えば、電子機器とか、家具とか、自転車はだめですよというような通知が来ました。これについては強制的な通知ではないんですが、全国一律に総務省のほうから指導があったと受けとめておりますので、基本的にはこの通知に従わざるを得ない方向で、八女市もそうですが、全国の自治体のほうでこの見直しというのが現在進んでおると聞いております。したがって、八女市についてはおっしゃるような仏壇というのがありますけれども、この仏壇については今言った総務省の取り扱いの規制に若干ひっかかる場所もあるのではないかなという懸念をしております。この八女市においての見直しについては、また今後検討をしていきますけれども、そういったところでそれ以外ですね、申し上げましたが、八女市が今一番の売りでありますお茶、そして、農産物ですね。もう特に今は夏になりまして、夏のフルーツも売り出しておりますけれども、そういったところで八女市ならではの返礼品に知恵と工夫を加えながら、全国に発信していきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○7番（石橋義博君）

そういうふうにも私も存じております。今後、縛りのある中でのふるさと支援金、大変かと思えます。しかしながら、プライドをかけてやっていただきたいと。課長もかわられて、意気込みも私は感じておるところでございますので、ぜひ一生懸命、これまで以上に結果の出るように、そしてまた、私が1年後、この質問をしたときには、いや、もう鼻高々にこれだけ上がっていますよと言っていただくようによろしくお願ひしたいと思っております。

さて、今度は企業版ふるさと支援金の内容と取り組みでございます。私も総務省に出て、同僚議員と一緒に勉強に行ったわけですが、いまひとつよく得ていません。なおかつ、いつごろから始められて、どういう内容なのかということをやっと、よければ教えていただきたいと思っております。

#### ○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えをいたします。

この企業版ふるさと納税というのは、地方創生の応援税制ということでございまして、地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄附について、税額控除の優遇措置があるということでございます。

流れですけれども、この流れにつきましてちょっと説明をさせていただきますが、地方公共団体ですね、自治体がまち・ひと・しごと創生の寄附活用事業というのを企画立案して、そして、企業のほうと話をし、企業から寄附をしていただけないかというようなところでまず話をしていくわけなんですけれども、地方公共団体のほうから相談を受けた企業につき

まして、これなら寄附ができるということで企業が検討されて、寄附ができるとなったときには、地方公共団体が国に対して地域再生計画として内閣府に申請をいたします。内閣府に申請をしましたら、その事業が認定されたら、内閣府のほうからも公表しますし、地方公共団体も、この事業が認定を受けたという公表をすることになります。この事業認定を受けた後に地方公共団体が事業を実施いたします。事業終了後、最終的な事業費が幾らであったかという確定をいたして、それに基づいて寄附を申し出ていた企業が寄附の払い込みを行います。寄附を受けた地方公共団体は、その企業に対して領収書を交付いたします。その領収書に基づきまして、企業が税務署に申告し、税制上の優遇措置を受けるという流れになっております。

ただ、この制度につきましても、幾つか制限がございます。まず、企業は寄附を行うことに対して、代償として経済的な利益を受け取ることは禁止をされています。具体的に幾つかの例としては、寄附した額の一部を見返りとして補助金として受け取るだとか、入札や許認可で便宜を図るとか、有利な利率で融資を受けるといった経済的な便宜を受け取ってはならないとなっております。

また、会社の本社が所在する地方公共団体への寄附は、この税制の対象にはなっておりません。

したがいまして、八女市の場合としては、八女市に本社がある会社から寄附をもらっても、その会社は税制の優遇措置は受けられないこととなります。

それから、1回当たりの寄附については、最低100千円以上ということになっておりまして、寄附をできる範囲が、地方公共団体が行います確定した事業費の範囲までとなっておりますので、事業費より多く寄附をしたとしても、事業費からはみ出した分につきましては税制の優遇措置は受けられないという制限がございます。

流れにつきましては以上でございます。

## ○7番（石橋義博君）

それでは、八女市の税収にはつながっていくということでございますので、ぜひこの企業を募られて、八女市のために寄与していただければと思っております。私もあんまり協力をです——縛りが多過ぎて、なかなか使い勝手が悪いあれなのかなと思っております。しかしながら、努力をひたすらやっていただきますようよろしくお願いいたします。

本当に一生懸命やっていただければ、Iターン、Uターン、定住促進、いつも執行部のほうでも言うておられますけれども、つながっていきます。私は何を言いたいかといいますと、そういうところにつながっていくからこそ、ふるさと支援金、せっかく成果を上げて、国を上げてやっていただいておりますと、指導していただいております。これを有効に利用していけば、Iターン、Uターンにつながっていくんじゃないかなと思っております。

もちろん、ふるさと支援金のみならず、いろんな、何度も出てきますように6次産業ですね、そういう中山間あたりの取り組みによって、また違った意味での促進ですね、税収増等々あります。各部署というんですかね、この言い方はどうか知りませんが、職員のところによっては一生懸命やっているところも私はあると思うんですね。比較してどうたらこうたらというようなことは差し控えたいと思いますけれども、一生懸命やっていただいて、名指しで言うのもあれですけど、松尾新社会推進部長あたりですね、本当に、しないでいいような6次産業まで一生懸命に取り組んでいただいて、活性化させようという気持ちがあります。税担当でも、森さんが一生懸命、どうしよとてかて言わっしゃるばってん、夜8時ぐらいまで税収確保に向けて一生懸命働いている部署もおられるわけですね。そうすることによって八女市が活性化していくと、定住促進につながっていくと。それを国挙げてやっていただいているこのふるさと支援金に関しては、もっともっとやりやすいんじゃないかな、もちろん縛りがあって厳しい部分もあると思います。でも、工芸品とかも縛りもあって厳しいかと思いますが、ぜひ頑張ってください、1年後に私また一般質問やりますから、そのときにはこれで答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、工業団地の問題でございます。

どこまで進捗しているのか、ざっと先ほどお聞きしましたけれども、できればもう少し細かく聞きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川口誠二君）

午後2時15分まで休憩します。

午後2時1分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

進捗状況はということですので、昨年12月にも御答弁申し上げておりましたが、今、農村地域工業等導入実施計画の概要書、俗に言う農工法を県のほうに提出して、県との協議を昨年7月から開始しております。これは福岡県の企業立地課のほうと協議を行っております。7月から11月、これは事前協議まで2回を含め、計6回の企業立地課との協議を終えております。企業立地課というと、企業を持ってくるのに賛成というか、そういう課でございますので、そこの協議を去年11月終了し、今度は県の水田農業振興課ですね、こちらはそこの場所が第1種農用地になっておりますので、いい農用地を何で潰してまで団地にせやんとかという、その水田を守る県の課でございます。ここの協議を昨年12月から開始



しまして、5月までで5回の協議を終えております。大体ここの協議が、あと数回すればもう協議が調うかなという、こちらの見通しではございますけど、それが終わったら、今度はこの、今古賀の工業団地の場所が国営のかんがい排水事業の受益地ということになっておりますので、これが九州農政局との協議に入っていきます。県の協議が終了しましたら、今度、九州農政局との協議ということになって、それが調っていけば、福岡県の知事の許可がおりるということで、今、概要書を提出しておりますので、これ、きちっとした計画書をその許可がおりる見込みが立てば、計画書を提出して、それをもって除外申請とか農地転用の許可申請とか、当然地元との協議、用地交渉、そういうふうな流れになってきます。

以上でございます。

#### ○7番（石橋義博君）

当然、進めるための国県との折衝、また、法的遵守は当然かと思えます。一つ一つ潰しながら前進をしていただきたいと思いますところでございます。

また同時に、周辺整備ですね、これについてはどのようになっておりますか、お伺いいたします。

#### ○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

御指摘の道路、岡山71号線につきましては、市道平塚前古賀線と市道矢部線を結びまして、八女インターへと続く道路でございます。しかしながら、花宗川で途切れるという道路になっておりましたけれども、平成26年度から延長230メートル、幅員7メートルにつきまして改良工事を進めてまいっております。昨年度で橋梁の上部工まで工事が終わっておりまして、残りは側溝及び舗装工事等の残工事が残っております。竣工予定につきましては、一応平成30年度までには供用開始ができるという見込みで現在進めております。

以上でございます。

#### ○7番（石橋義博君）

ぜひそちらのほうも同時に進行して、クリアしていただきたいと思います。

また今度は土地買収等々において、法的相続人等々の問題もあります。そういうふうなところはどのようなふうに進められておりますか、お聞きしたいと思います。

#### ○商工観光課長（井上啓時君）

用地買収の進め方……（「今後、進められるに当たって、要するにアドバイザー的な仲介人等々はおられますかということですね」と呼ぶ者あり）ああ、なるほど。

前古賀工業団地につきましては、もうこれはかなり合併前からの、そこが候補地になって、そこを不動産会社の方が入ってからいろいろ進めてあったということもございますので、その方、もしくはほかの方と連携をとりながら、地権者の多分その、一応工業団地にすると

いう前提のもとで話が来ておるということを聞いておりますので、しっかり連携をとりながら、地元で丁寧に説明しながら、用地交渉を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○7番（石橋義博君）

まさに、いろいろな尽力をされている方もおられます。関係、関連の方々とも連携をスムーズにとりながら、前進をしていただきたいと。

その中で、先ほどいろいろ詳細については法的な問題も含めて聞かせていただきました。12月議会の段階で、おおよそ1年をめどにということでございましたので、半年たっております。あと半年でよいのかどうか、お聞きしたいと思います。

#### ○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

12月の答弁のときも石橋議員のしつこいというか、ありましたので、これ私が考えておるということで1年をめどにということで、これは県、国の協議を1年をめどにということで答弁しておりますので、今、半年がたって、あと県のほうの協議があと一、二回で多分終わると思いますので、それから国のほうの協議ということになりますので、昨年申しました12月、1年以内にその協議を終えたいと思っております。

先ほど「しつこい」という答弁しましたので、これは取り消しをお願いしたいと思います。

以上でございます。

#### ○7番（石橋義博君）

うちの嫁さんのような答弁をいただきまして、ありがとうございます。

しつこいかどうかは別として、一生懸命やっていただきたいと。地権者の方々も時々聞かれるわけですね。いつごろになったらできるとやろうとか、作物を植えていいのとかどうか、いろんな話を私にしてこられますので、ある一定のめどを立ててやらないと、どうしていいのかわからないというような方々がたくさんおられます。また、私も法定相続人の問題も含めて、今後、時間が長引けば長引くほど複雑になってくるんじゃないかなと危惧をしておるわけでございます。そのときには、まさに先ほど言いましたように関係の方々としつこくと今までの尽力していただいた方々と連携しながら進めていただきたいと思っております。

いついつまでということでは、なかなか私も本当言えばできないだろうなど、クリアするには時間がかかるだろうなどということはわかっております。ただ、市民の方々はそれだけやっぱり心配、危惧していただいておりますので、ある意味、市民向けの答弁が聞きたかったなということで、そういうふうにも私もしつこい質問になっておりますけれどもですね。

今後も一生懸命やっていただきますことを期待して、この件については終わりたいと思

ます。

続きましては、市庁舎の問題でございます。これも発言を聞いて1年ぐらいになるんですかね。市長がやる方向でということで答弁をされましたけれども、どれぐらいの期間でやられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。めどですね。

#### ○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

平成28年の12月で答弁があったと思っておりますが、その際の答弁をなぞりますと、調査研究をして、視察もしながら取り組みをしていきたいという答弁だったろうと思います。その後の動きでございますけれども、現在、さまざまな角度から検討を加えるための情報収集に努めるために、他市の視察を行い、情報収集に努めると同時に、現在の庁舎の問題点などの現状把握を行いながら、総合的に調査研究を行っているという段階で、まだ情報収集の段階でございます。具体的な視察先でございますけれども、八女市とよく条件が似たところと申しますか、合併をして新庁舎を建設した、あるいは建設中の自治体ですね。例えば、飯塚市、玉名市、山鹿市については、庁舎完成しております。現在建設中の朝倉市、宮若市などについて、そういったところを視察して、いろんなどころから情報の収集に今当たっているというのが状況でございます。

以上です。

#### ○7番（石橋義博君）

ということは、まだ場所と建設費用等、具体的には決まっていないということですかね。私、思うにどれだけの市民なり皆さんの希望があるかどうかわかりませんが、やるに当たっては、常に、もしですよ、仮に市内のほうで今現在の市庁舎のほうで建てかえられるならば、いろんな近隣の課題は冠水問題ですね、特に。不便な部分あります。そこで私も質問をしてきておりますけれども、いろんな総合的に勘案していただいて、進めていただきたいなど、財源の問題もあります。できれば、建てんほうがいいんじゃないかと言われる方もおられます、財源を考えたらですね。しかしながら、それをクリアできるような施策を、県からの補助金等々もありますだろうし、できるだけ市税が無駄にならないように、そして、なおかつ将来に向けて使い勝手のいいような、便利のいいような、また、問題点がクリアできるような、そういう市庁舎になればと、私としてはやったほうがいいんじゃないかなと思っておりますけれども、やはり私のほうには、財源の問題を考えれば、やらないほうがいいんじゃないかという方もおられます。それをクリアするためにも、総合的に勘案して、すばらしいものに導けていけたらば、そういう市民の方々の声も消されて、なおかつ、できた後にはよかったと言われるようなものになっていくのではないかなと思っておりますので、一つ一つ頑張ってくださいと、クリアしていただきたいと思っております。

本当にいろいろ八女市のほうも問題、難題、山積でございます。市長不在の中でのかじ取りに、ここにおられる執行部の方々も、今後もいろいろ大変かと思えますけれども、ぜひ明るい未来づくりのために尽力を賜りますことを強くお願いいたしまして、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（川口誠二君）

7番石橋義博議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。大変お疲れさまでした。

午後2時28分 延会